



かいけつサポート

認証紛争解決サービス

かいけつサポート 事業者ガイドブック

～認証紛争解決事業者の詳細を一覧に～

中国・四国・九州版

〔令和4年4月1日現在〕

「かいけつサポート」は
法務大臣の認証を受けた民間の紛争解決サービスです。

法務省

は じ め に

- 1 各事業者のページに掲載されている情報は、令和4年4月1日現在の情報です。
- 2 本ガイドブックに掲載されている事業者は、令和4年2月1日現在で認証を受けている事業者です。最新の情報は、法務省の「かいけつサポート」のホームページ（<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/index.html>）を御覧ください。
- 3 各事業者のページ（3ページ以降）は、各事業者が作成した情報を法務省で取りまとめたものです。
- 4 目次の事業者名の後ろの括弧書きは、事業者が認証紛争解決手続を行う事務所の名称です。
- 5 事業者によっては、取り扱う紛争の範囲が複数の都道府県にまたがっている場合があります（例えば、東京都に住所がある事業者であっても、東京都以外の都道府県で発生した紛争も取り扱っている場合があります。）。また、テレビ会議システム等を利用した、オンラインによる調停を実施している場合もあります。詳しくは、各事業者のホームページを御覧いただくか、各事業者に直接お尋ねください。
- 6 目次における各種法人の法人名は、以下のとおりの略称で表記しています。
 - 特定非営利活動法人・・・NPO法人
 - 一般社団法人・・・・・・・・（一社）
 - 公益社団法人・・・・・・・・（公社）
 - 一般財団法人・・・・・・・・（一財）
 - 公益財団法人・・・・・・・・（公財）
 - 学校法人・・・・・・・・（学）

目 次

- 「かいけつサポート」って何? 1
- 「かいけつサポート」を利用するには 2

1. 全国対応可能（事業者が出張・テレビ会議等で実施可能）な事業者

《民事一般》

- ミドルマン株式会社(Teuchi) 3

《商事一般》

- (一社) 日本商事仲裁協会（日本商事仲裁協会） 4
- (公財) 全国中小企業取引振興協会（下請かけこみ寺本部） 5

《知的財産関係》

- (一財) ソフトウェア情報センター（ソフトウェア紛争解決センター） 6

《消費者関係》

- (一財) 家電製品協会（家電製品PLセンター） 7
- (公財) 自動車製造物責任相談センター 8
- NPO法人留学協会（留学トラブル解決機関） 9

《事業再生関係》

- (一社) 事業再生実務家協会（ADR事業本部） 10
- (一社) 日本企業再建研究会（事業承継ADRセンター） 11

《金融・保険関係》

- NPO法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC） 12
- (一社) 日本共済協会（日本共済協会共済相談所） 13

《労働関係》

- (一社) 日本フランチャイズチェーン協会(コンビニエンスストア相談センター) 14

《生活環境関係》

- (公社) 日本不動産鑑定士協会連合会（不動産鑑定士調停センター） 15
- (一社) 日本不動産仲裁機構（日本不動産仲裁機構ADRセンター） 16
- (一社) 日本マンション管理士会連合会（マンション紛争解決センター） 17

《家事関係》

- 小泉道子（家族のためのADRセンター） 18
- (一社) びじっと・離婚と子ども問題支援センター（ADRくりあ） 19

2. 鳥取県

《民事一般》

- 鳥取県司法書士会（鳥取県司法書士会調停センター） 20

《労働関係》

- 鳥取県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター鳥取） 21

3. 島根県

《労働関係》

島根県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター島根）	2 2
-------------------------------	-----

4. 岡山県

《労働関係》

岡山県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター岡山）	2 3
-------------------------------	-----

《交通事故関係》

岡山県行政書士会（行政書士ADRセンター岡山）	2 4
-------------------------	-----

5. 広島県

《民事一般》

広島司法書士会（広島司法書士会調停センター）	2 5
------------------------	-----

《知的財産関係》

日本知的財産仲裁センター（日本知的財産仲裁センター（J I P A C）中国支所）	2 6
---	-----

《労働関係》

広島県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター広島）	2 7
-------------------------------	-----

6. 山口県

《民事一般》

山口県司法書士会（山口県司法書士会調停センター）	2 8
--------------------------	-----

《労働関係》

山口県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター山口）	2 9
-------------------------------	-----

《生活環境関係》

山口土地家屋調査士会（境界問題解決センターやまぐち）	3 0
----------------------------	-----

山口県行政書士会（行政書士ADRセンターやまぐち）	3 1
---------------------------	-----

7. 徳島県

《労働関係》

徳島県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター徳島）	3 2
-------------------------------	-----

《生活環境関係》

徳島県土地家屋調査士会（境界問題解決センターとくしま）	3 3
-----------------------------	-----

8. 香川県

《民事一般》

香川県司法書士会（香川県司法書士会調停センター）	3 4
--------------------------	-----

《知的財産関係》

日本知的財産仲裁センター（日本知的財産仲裁センター（J I P A C）四国支所）	3 5
---	-----

《労働関係》

香川県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター香川）	3 6
-------------------------------	-----

《生活環境関係》

香川県土地家屋調査士会（境界問題相談センターかがわ）…………… 3 7

《生活環境関係、交通事故関係》

香川県行政書士会（行政書士ADRセンター香川）…………… 3 8

9. 愛媛県

《労働関係》

愛媛県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター愛媛）…………… 3 9

《生活環境関係》

愛媛県土地家屋調査士会（境界問題相談センター愛媛）…………… 4 0

10. 高知県

《労働関係》

高知県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター高知）…………… 4 1

《生活環境関係》

高知県土地家屋調査士会（境界問題ADRセンターこうち）…………… 4 2

11. 福岡県

《民事一般》

福岡県弁護士会（福岡県弁護士会紛争解決センター（天神弁護士センター））… 4 3

福岡県弁護士会（福岡県弁護士会紛争解決センター（北九州センター））… 4 4

福岡県弁護士会（福岡県弁護士会紛争解決センター（久留米センター））… 4 5

福岡県司法書士会（福岡県司法書士会ADRセンター）…………… 4 6

《知的財産関係》

日本知的財産仲裁センター（日本知的財産仲裁センター（J I P A C）九州支所）… 4 7

《労働関係》

福岡県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター福岡）…………… 4 8

《生活環境関係》

N P O法人福岡マンション管理組合連合会（マンション問題解決センター）… 4 9

福岡県行政書士会（行政書士ADRセンター福岡）…………… 5 0

福岡県土地家屋調査士会（境界問題解決センターふくおか）…………… 5 1

《家事関係》

水田耕二（離婚と相続のADRセンター）…………… 5 2

12. 佐賀県

《民事一般》

佐賀県司法書士会（佐賀県司法書士会調停センター）…………… 5 3

《労働関係》

佐賀県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター佐賀）…………… 5 4

13. 長崎県

《労働関係》

長崎県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター長崎）…………… 5 5

14. 熊本県

《民事一般》

熊本県司法書士会（熊本県司法書士会調停センター）…………… 5 6

《労働関係》

熊本県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター熊本）…………… 5 7

15. 大分県

《民事一般》

大分県司法書士会（大分県司法書士会調停センター）…………… 5 8

16. 宮崎県

《民事一般》

宮崎県司法書士会（宮崎県司法書士会調停センター）…………… 5 9

《労働関係》

宮崎県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター宮崎）…………… 6 0

《生活環境関係》

宮崎県土地家屋調査士会（境界問題相談センターみやざき）…………… 6 1

17. 鹿児島県

《民事一般》

鹿児島県司法書士会（鹿児島県司法書士会調停センター）…………… 6 2

《労働関係》

鹿児島県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター鹿児島）…………… 6 3

《生活環境関係》

鹿児島県土地家屋調査士会（境界問題相談センターかごしま）…………… 6 4

18. 沖縄県

《労働関係》

沖縄県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター沖縄）…………… 6 5



「かいけつサポート」って何？

■ 裁判は大変そう

身の回りで起こる様々なもめ事やトラブルには、裁判できちんと白黒の決着をつけたいというものもあれば、裁判によらずに話し合いで解決したいというものもあります。また、トラブルを解決したいのはやまやまだが、裁判までするには大げさな感じがするし、一旦裁判になれば時間や費用も随分かかりそうだ、という心配もあるかもしれません。



■ 話し合いによる解決

様々な民事上のトラブルについて、裁判以外の方法でトラブルを解決する方法があります。これを「裁判外紛争解決手続(ADR※)」と呼んでいます。一般的には、調停とか、あっせんと呼ばれていますが、裁判所で行われている調停だけではなく、行政機関や民間事業者が行っているものもあります。

※ADRとは、Alternative Dispute Resolutionの頭文字をとった略語です。



■ 法務大臣が認証

「かいけつサポート」は、民間事業者が行う紛争解決サービスのうち、当事者と利害関係のない公正中立な第三者が、トラブルになった当事者の間に入り、双方の言い分をよく聴いて、専門家としての知見をいかして話し合いによって柔軟な解決を図るサービスで、法律で定められた厳格な基準をクリアしているとして法務大臣の認証を受けたものです。そのため、安心して「かいけつサポート」を御利用いただくことができます。

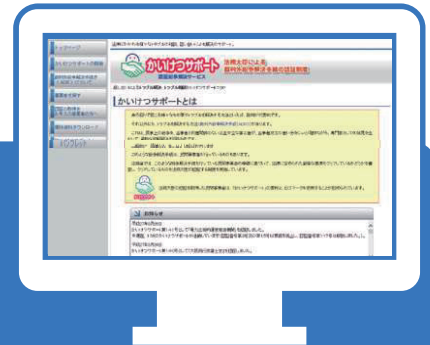


■ 裁判と「かいけつサポート」の一般的な違い(主なもの)

	裁 判	かいけつサポート
実施主体	裁判官	各分野の専門家
秘密の保護	公 開	非公開(原則)
手続の進行	民事訴訟法に従った手続進行	ニーズに応じた柔軟な手続進行が可能
費 用	裁判所の訴訟費用	認証を受けた民間事業者に支払う費用
強制執行力	あ り	な し

「かいけつサポート」を利用するには

法務省の「かいけつサポート」ホームページで、
「かいけつサポート」を行っている民間事業者の詳細な情報を公表しています。
この中からあなたのトラブルの実情を踏まえた事業者を選んでください。



「かいけつサポート」ホームページ

かいけつサポート 検索 → トップページへ

民間事業者を探すには 4つの方法があります

事業者を探す

方法
1

かいけつサポート一覧から探す

●かいけつサポート一覧から探す

方法
2

取り扱う紛争の
分野・範囲から探す

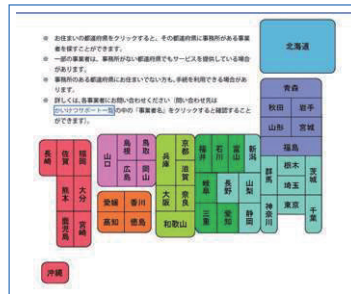
●取り扱う紛争の分野・範囲から探す

分野	取り扱う紛争の範囲
民事一般	民事に関する紛争（全部） 民事に関する紛争（民事の全部）（140万以下のもに限定） 民事に関する紛争（民事の全部）（140万以下のもに限定） 民事に関する紛争（民事の全部）（140万以下のもに限定）
商事一般	商事に関する紛争 商事に関する紛争（商事の全部） 商事に関する紛争（商事の全部） 商事に関する紛争（商事の全部）
知的財産	知的財産に関する紛争 知的財産に関する紛争（知的財産の全部） 知的財産に関する紛争（知的財産の全部） 知的財産に関する紛争（知的財産の全部）
消費者	消費者に関する紛争 消費者に関する紛争（消費者の全部） 消費者に関する紛争（消費者の全部） 消費者に関する紛争（消費者の全部）
労働	労働に関する紛争 労働に関する紛争（労働の全部） 労働に関する紛争（労働の全部） 労働に関する紛争（労働の全部）
その他	その他に関する紛争 その他に関する紛争（その他の全部） その他に関する紛争（その他の全部） その他に関する紛争（その他の全部）

方法
3

事務所の所在地
から探す

●事務所の所在地から探す



方法
4

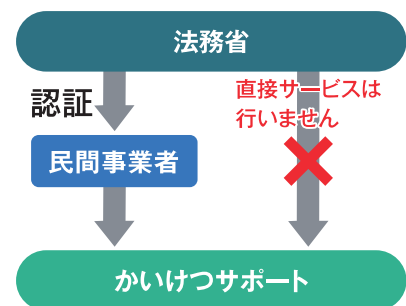
ガイドブック
から探す

●ガイドブックから探す



利用の際の注意点

- 「かいけつサポート」は、話し合いでトラブルを解決する場を提供します。相手が話し合いに応じなかったときや、話し合いをしても、トラブルの当事者同士で和解できなかったとき、トラブルの内容が話し合いでの解決になじまないときなどには、トラブルが解決できない場合があります。
- 法務省は、「かいけつサポート」を提供する民間事業者の業務について「認証」をしています。法務省自らが「かいけつサポート」の提供を行うものではありません。



認証ADR機関の基本情報

事業者名 ミドルマン株式会社

住所

名称 Teuchi(テウチ)

TEL:

E-mail:

URL: <https://www.teuchi.online/>

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】離婚、相続、敷金、労働、金融、事業承継、デジタルプラットフォーム上のトラブル等、個人間トラブルから法人間トラブルに至るまで、民事に関するトラブル全般を広く取り扱います。

オンライン完結サービスですので全国対応可能。

アピールポイント

Teuchiは、スマホひとつでトラブルを解決する、まったく新しい紛争解決サービスです。

【Teuchiの特徴とメリット】

Point1: 申立てから解決まで最短2週間。無駄なくスピーディーに、トラブルの和解条件交渉を進められます。

Point2: オンラインチャット完結。相手と直接顔を合わせたり、話し合いの時間を調整する必要がありません。

Point3: 料金は約3万円～。成約手数料は一切いただきません。リーズナブルな価格でご利用いただけます。

手数料

申請手数料	相手方への通知を電子メールで行う場合:1,650円(税込) 相手方への通知を配達証明郵便で行う場合:3,300円(税込)
期日手数料	ご利用料金については、申立料金及び調停料金にて構成されています。申立料金については定額ですが、調停料金につきましては、取り扱う類型や事案の性質により異なりますので、最新のご利用料金につきましては、TeuchiのWebサイトからご確認ください。
成立手数料	
その他	

実施方法

実施日時	24時間365日対応
手続実施者の構成	弁護士および認定司法書士
解決までの標準期間	2週間
オンラインによる申込み	可
オンライン調停	可(専用チャットシステムを利用)

解決事例・相談事例等

想定する利用者(例)

【離婚】相手と直接やりとりしたくない/忙しくて話し合う時間がとれない

【敷金】解約したマンションの敷金が戻ってこない/原状回復費用が敷金では足りない

【ネット上のトラブル】購入した商品が破損していた/言いがかりをつけられ代金が未払い

その他特記事項等

Teuchiは、国内で初めて認証されたオンライン完結型ADRサービスです。

裁判でもない、
泣き寝入りでもない、
第三の選択肢。



・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0171.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	一般社団法人 日本商事仲裁協会
住所	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地 廣瀬ビル3階
名称	一般社団法人 日本商事仲裁協会 TEL: 03-5280-5161 E-mail: mediation@jcaa.or.jp URL: http://www.jcaa.or.jp
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【商事一般】商事に関する紛争 全国対応可能	
アピールポイント	
● 歴史と実績 日本商工会議所から紛争解決機関として独立してから68年。これまで取り扱った国内・国際の調停の事件数は数百件に及びます。 ● 迅速な紛争解決 調停手続の開始から3か月という期限を定めることで、非常に短期間での紛争解決を図ります。 ● 小規模な紛争から、大規模な紛争まで 数百万円の小規模な紛争から、1千億円を超える大規模な紛争まで多様な紛争を取り扱っています。	
手数料	
申請手数料	5万5千円 調停手続が開始されない場合は、申立料金を申立人に返還します。
管理料金	調停人報償金の総額の10%。
調停人報償金	当事者に別段の合意がない限り、時間単価制で、時間単価は調停人1人当たり5万5千円
その他	上記のほか、調停期日開催のための借室料 調停人経費(交通費、宿泊費(食事代その他の費用を含め一泊あたり6万円)、郵便、クーリエ、電話、コピー等の経費として当協会が認めるもの)
実施方法	
実施日時	月～金／午前9時30分～午後5時(土日祝祭日を除く)
手続実施者の構成	弁護士・研究者・技術者など
解決までの標準期間	調停手続の開始から3か月
オンラインによる申込み	オンラインによる申立て(メールに申立書を添付して提出)は可能です。
オンライン調停	オンライン調停(Web会議システムなどを利用した調停)は可能です。 調停人や当事者の意向に応じ、オンライン会議のホストを務めたり、オンラインでの会議が滞りなく進むようサポートを行います。
解決事例・相談事例等	
【解決事例】 ・A社は長年取引関係のあるB社に対して、衣料品を発注した。 ・B社は衣料品を納入し、代金1500万円をA社に請求したが、A社からは代金の支払いがなかった。 ・B社は、A社が一括して代金を支払うことができない財務状態なのではないかと考えていたが、一部でも支払ってもらいたいと強く望んでいた。 ・当協会が選任した調停人は、A社から個別に財務状態について丁寧に確認しつつ、1日かけて支払い条件について調停した。 ・A社はB社に対し、700万円を5年かけて分割して支払うことで和解が成立した。	
その他特記事項等	
● 調停規則(2020) 調停人の数の選択、調停手続の進め方等の調停手続を進める上で重要となる事項についてきめ細やかな規定を置くとともに、調停手続の主張等の取扱いについても詳細な規定を置いています。	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0007.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益財団法人 全国中小企業振興機関協会
住所	東京都中央区新川2丁目1番9号 石川ビル
名称	下請かけこみ寺本部 TEL: 03-5541-6655 E-mail: kakekomi@zenkyo.or.jp URL: http://www.zenkyo.or.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【商事一般】下請取引に関する紛争
 (中小企業者からの申立てに基づく企業間取引に起因するトラブル)
 ※ 全国対応可能(各都道府県に窓口及び手続実施者が配置されております。)

アピールポイント

当下請かけこみ寺では、経験豊富な相談員等を配置し、全国47都道府県に相談窓口を設置し、中小企業者からの企業間取引に起因するトラブルに対し、相談に応じております。平成20年5月からADR事業を開始し、迅速な紛争解決を実施するために調停人候補者100名を超える弁護士を全都道府県に配置することで、全国で調停事業を実施しております。相談及び調停手続の費用は無料となっています。

手数料

申請手数料	不要
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	調停に関する交通費、書類の送料等は当事者各自が負担。 和解が成立した場合、作成した和解契約書に印紙の添付が必要な場合は、その印紙代を当事者間で均等に負担。

実施方法

実施日時	平日の月曜日～金曜日(土日祝日を除く)9時～17時(但し、12時～13時を除く)
手続実施者の構成	弁護士1名
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可(一部の弁護士は対応)

解決事例・相談事例等

代金の未払い、契約解除、損害賠償請求
 ※金融取引に関する紛争及び労働関係に関する紛争は除きます。

その他特記事項等

下請かけこみ寺



認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般財団法人ソフトウェア情報センター
住所	〒105-0003 東京都港区西新橋3-16-11 愛宕イーストビル
名称	ソフトウェア紛争解決センター TEL: 03-3437-3071 E-mail: kaiketsu@softic.or.jp URL: https://www.softic.or.jp/adr/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- ソフトウェアに関連する紛争
- ～ ソフトウェアに関する著作権、特許、商標等
 - ～ 企業間におけるシステム、コンテンツ、データベースの開発等の取引全般
 - ～ 全国対応可能(御相談に応じてWeb会議システム等を利用した対応も検討します。)

アピールポイント

- ・ あっせん人候補者として、ソフトウェア分野の紛争の経験・実績が豊富な弁護士及び技術関係者等の専門家が揃っていて、これらの方々が申立人が選ぶこともできますし、当センターにお任せいただくこともできます。
- ・ 当事者が紛争状態であることを、関係取引先に知られることなく手続を進めることができます。
- ・ 案件にもよりますが、3か月～6か月の間に解決を目指します。

手数料

申請手数料	申立額に応じて所定の計算式により算出した額を加えた額(税別)
期日手数料	1当事者11万円/回
成立手数料	各当事者の解決利益額を元に所定の計算式により算出した額(税別)
その他	必要に応じて掛かった費用の実費

実施方法

実施日時	月～金/9時30分から16時30分(ただし、12時から13時を除く)
手続実施者の構成	弁護士2名、技術関係者1名を原則
解決までの標準期間	3か月～6か月を目標
オンラインによる申込み	書類の提出が必要(正式申立て時)(事前相談等はオンラインで可能)
オンライン調停	Web会議システムを利用可能(期日等)

解決事例・相談事例等

【解決事例】

- システム開発で納期までに納品されないため、その損害賠償を求めたケース。あっせん案では、一旦、当該開発契約を解除した上で新たな納期を定め、引き続き相手方ベンダーが完成に向けて開発を行うこととし、そのために必要な条件を定めるという解決が示され合意されました。
- 長年使っていたシステムの新システム移行時に不具合が見つかり、当該不具合により払う必要のない税金を払わされたとして、ユーザがベンダーに対し既払いの税金分の損害賠償を求めたケースで、争点は消滅時効との関係で不法行為の起算点をどう考えるかの問題でした。両当事者は決定的な紛争は避けたいと考えていたことから、あっせん人が法見解を踏まえた適正額の見解を両当事者に示して合意されました。

その他特記事項等

当センターでは、「和解あっせん手続」(中立の第三者[あっせん人]が、当事者の紛争解決のための自主的な合意形成を支援する手続)のほか、「仲裁手続」(中立の第三者[仲裁人]が裁判所に代わって確定判決と同一の効力を持つ「仲裁判断」を示す手続)、「中立評価手続」(中立の第三者[中立評価人]が、技術的な事項や法律的な問題等についての判断(評価)又は解決案の提示を行う手続で、原則、申立てから3か月のうちに中立評価書の作成を目指す)、「単独判定手続」(単独の申立人が申し立てた申立事項に関し中立の第三者[単独判定人]が判定を行う手続で、原則、申立てから3か月のうちに単独判定書の作成を目指す)を提供しています。

紛争事案に応じて最適と考えられる手続を御案内しますので、お気軽に御相談ください。

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0018.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般財団法人 家電製品協会
住所	東京都千代田区霞が関三丁目7番1号 霞が関東急ビル5階
名称	家電製品PLセンター TEL: 0120-551-110(フリーダイヤル) E-mail: Webサイトにて受付 URL: www.aeha.or.jp/plc/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【消費者関係】家電製品の欠陥に関する紛争(据付工事等に起因する事故の紛争は除く)
※全国対応可能

アピールポイント

当センターは、家電製品の専門家が製品事故や品質・安全性等のご相談をお受けします。また、家電製品の事故による一般消費者と製造業者等との紛争を解決するための助言を行ったり、「斡旋手続」や「裁定手続」による紛争解決を図ります。

(1)中立・公正

客観的な事実に基づき、中立的な立場を堅持しつつ、公正かつ適正に対応することを基本理念とし、プライバシーや秘密を守ります。

(2)迅速な対応

裁判のような煩雑な手続きが不要のため、「斡旋手続」・「裁定手続」の迅速な解決を図ります。

(3)相談・斡旋は無料

「相談業務」・「斡旋手続」のサポートは、無料です。 ※「裁定手続」は1万円

手数料

申請手数料	「相談手続」・「斡旋手続」:無料 「裁定手続」:10,000円(税込)
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	当事者の要請による外部機関での原因究明等の費用は当事者負担

実施方法

実施日時	平日9:30～17:00／土・日・祝日及び年末年始等の当協会休日を除く
手続実施者の構成	斡旋:カウンセラーまたは顧問弁護士 裁定:弁護士等3～5名
解決までの標準期間	斡旋:約4か月 裁定:約6か月
オンラインによる申込み	－
オンライン調停	－

解決事例・相談事例等

【解決事例】

- ・家電製品からの発火による、家屋・家財の損害補償に関する紛争の解決
- ・家電製品による負傷事故の補償に関する紛争の解決
- ・家電製品からの水漏れによる、家屋・家財の損害補償に関する紛争の解決

その他特記事項等



家電製品PLセンター

Webサイトはこちら 

<https://www.aeha.or.jp/plc/>



家電製品による事故や
品質・安全性等のご相談は

フリーダイヤル  **0120-551-110**

ここ一番は110番! 平日 9:30～17:00
(土・日・祝日及び当協会休日を除く)



・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0003.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益財団法人 自動車製造物責任相談センター
住所	東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階
名称	自動車製造物責任相談センター TEL: 0120-028-222 E-mail: jidousha@adr.or.jp URL: http://www.adr.or.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【消費者関係】商品の欠陥に関する紛争
 (自動車、バイク(原動機付自転車含む)及びそれらの部品、用品)
 製品の製造物責任(PL)及び品質に関わるトラブル
 全国対応可能(電話を利用した和解の斡旋も可能です)

アピールポイント

- ・当相談センターは、内閣府の認定を受けた公益財団法人です。
- ・当相談センターは、和解の斡旋と審査の手続きを実施しており、ともに経験豊富な専門家(和解の斡旋は弁護士、審査は法学者、工学者、弁護士、消費者問題専門家からなる審査委員会)が対応します。
- ・事務所に来訪できない方のために、和解の斡旋は電話、審査は電話またはテレビ会議でも実施しており、遠隔地の方も利用可能です。
- ・和解の斡旋は無料、審査は当事者双方から5,000円と非常に低廉安価です。
- ・相談受付 月～金曜日(除く祝日・年末年始) 10:30-12:00 13:00-16:00

手数料

申請手数料	和解の斡旋:なし 審査:申立人、相手方の双方から5,000円(税込)
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

実施日時	和解の斡旋:平日14時～ 審査:平日18時～(日時は指定します)
手続実施者の構成	和解の斡旋:弁護士 審査:弁護士、法学者、工学者等6名
解決までの標準期間	和解の斡旋:約2か月 審査:約5か月(申立から和解書締結まで)
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	電話・web会議システムなどを利用した和解の斡旋・審査

解決事例・相談事例等

- ・車の不具合が原因で発生した事故による、生命・身体や、車以外の財産(第三者の財産を含む)の損害補償に関する紛争の解決
- ・車の品質や不具合での、メーカー・販売会社等と修理費用負担などに関する紛争の解決

その他特記事項等

公益財団法人

 **自動車製造物責任相談センター**

まずはお気軽に
お電話ください **TEL 0120-028-222**

▶より詳しい情報はホームページで <http://www.adr.or.jp/>


スマホ専用画面

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0004.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	特定非営利活動法人留学協会
住所	東京都千代田区神田小川町三丁目6番10号 MOビル201
名称	留学トラブル解決機関 TEL: (03)5282-8600 E-mail: adr@ryugakukyokai.or.jp URL: http://www.ryugakukyokai.or.jp

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

○留学生と留学業者等及び留学業者等相互間の民事上の紛争(外国人が当事者となる場合であっても、当該当事者が解決を希望する場合には、手続を行うことができます。)

アピールポイント

近年増えつつある海外留学における留学業者とのトラブル、現地学校とのトラブルなど、留学を安心安全に成功するために留学のトラブルを解決していく調停を目指します。
 また外国人留学生の日本における留学に関するトラブル解決の一助になるよう活動を進めていきます。

手数料

申請手数料	11,000円(税込み)
期日手数料	5,500円(税込み)を協会の事務局にそれぞれ納付していただきます
成立手数料	50万円以下5万円 50万円を超え300万円以下の場合 経済的利益額の10%の額の1.10に相当する額 300万円を超える場合 30万円+紛争の価額から300万円を超える額を引いた額の2%の額の1.10に相当する額
その他	

実施方法

実施日時	月曜日及び水曜日の午前10時から午後4時までとする (正午から午後1時を除く)。
手続実施者の構成	調停人 2名 海外留学アドバイザー、弁護士
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	可能
オンライン調停	可能

解決事例・相談事例等

日本人留学生と留学業者との返金トラブル

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当会ホームページや欄外URLを御覧ください。

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0032.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人事業再生実務家協会
住所	東京都港区虎ノ門3丁目8番25号 近鉄虎ノ門ビル10階
名称	事業再生実務家協会 事業再生ADR事業本部
	TEL: 03-6402-3870 E-mail: adr@turnaround.jp URL: https://turnaround.jp/adr/index.php

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【紛争の分野】事業再生に関する紛争
 【対応地域】日本国内すべて

アピールポイント

優良な事業がありながら過剰債務が足かせとなり、健全な経営が営めない企業の問題を解決するため、法的手続に依らずに、金融債権者と債務者の合意に基づき、金融債務について猶予・減免等を行って再建を図る手続です。法的手続と違い秘密裏に行えるため、商取引を円滑に続けられること、第三者が公正性・衡平性を以て厳格な調査を行うため信頼性が高いこと、「つなぎ資金」の借入れができること、金融機関との調整が行えること、債務免除に伴う税制上の優遇措置があること、経営が債務の保証をしている場合に保証人の債務免除等も行えること、社債も対象債権に含むことができること、上場企業においては上場維持が認められることなど、多くのメリットがあります。

手数料

審査料	一律 500,000円(税別)
業務委託金	2,000,000円～(税別/案件の規模等により変わります。詳しくはご相談下さい。)
業務委託中間金	2,000,000円～(税別/案件の規模等により変わります。詳しくはご相談下さい。)
報酬金	4,000,000円～(税別/案件の規模等により変わります。詳しくはご相談下さい。)

実施方法

実施日時	原則、月～金/10:00～12:00、13:00～17:00 (祝日を除く)。
手続実施者の構成	弁護士、公認会計士により構成。手続実施者登録弁護士36名、同登録公認会計士は13名。
解決までの標準期間	平均4～5か月
オンラインによる申込み	事前相談で直接面談をしたのちのオンラインによる申請書類の提出。
オンライン調停	債権者会議へのオンライン参加も可能。

解決事例・相談事例等

【主な原因】

- ・世界経済、少子高齢化などの影響で国内需要が減少するなか、競合他社との競争が激化し売上が減少した上に過去の過剰債務が足かせとなり、事業の継続が困難となった事例。
- ・先細る収益事業の改善に着手せず、金融機関からの融資を受けるために、不正会計を行っていたことが発覚、実態は債務超過であった事例など。

【解決策】

事業再生ADR手続に入り、債務者企業と金融債権者との協議を開始、双方の意見を調整した再生計画を策定し、スポンサーの支援を得て、新会社に事業譲渡を行い、複数の関連企業の見直し、生産・営業・販売・管理の統合や不採算事業を撤退するなど効率化を図り、金融機関には債務免除の支援を受けた(解決事例より)など。

その他特記事項等

事業再生ADRは秘密裏に行うため、東証開示規程による上場企業のADR手続のみが報道されるため当会手続は大企業型と言われておりますが、売上高5～6億円から上限なし、未上場、上場企業、などフレキシブルに対応ができます。準則型で第三者による衡平性、公正性、透明性を保持する手続には、信用をいただき、これまで275社が手続を利用しております。

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0162.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人日本企業再建研究会
住所	東京都港区西新橋一丁目5番11号 第11東洋海事ビル9階
名称	事業承継ADRセンター TEL: 03-3591-7381 E-mail: info@kigyosaiken.or.jp URL: http://www.kigyosaiken.or.jp

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【事業承継関係】中小企業の事業承継に関する法的紛争

全国の紛争を取扱い可能

アピールポイント

- ・当会は、日本経済の中核を支える中小企業者の皆様を支援することを主たる目的として設立され、50年以上にわたって中小企業支援を中心に活動する弁護士が代表を務めています。
- ・当会には、中小企業者の皆様を支援するという代表者の志を共有する弁護士、税理士、公認会計士、司法書士、不動産鑑定士等の法務、税務、財務会計の専門家が多数所属しています。
- ・複雑な判断が必要とされる困難な事業承継に関する紛争につきましても、これら専門家の知識を結集し、解決を目指していきます。

手数料

申請手数料	1万6,500円(消費税込)
期日手数料	49万5,000円(消費税込) ただし、調停期日3回分の手数料
成立手数料	あり
その他	上記のほか、調停期日開始手数料、閲覧・謄写手数料等があります。

実施方法

実施日時	月曜日から金曜日まで／午前9時から午後5時(祝祭日を除く。)
手続実施者の構成	弁護士1名、公認会計士・税理士等1名による2名構成を原則
解決までの標準期間	約6か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【想定事例】

- ・相続などの類型(タテ承継)
中小企業等の経営者の相続や相続に関連して発生する親族間の紛争、親族と第三者(株主や従業員など)との間の紛争
- ・M&Aや事業譲渡などの類型(ヨコ承継)
中小企業等のM&Aや従業員への事業譲渡等による会社内部の取締役(株主)間の紛争

その他特記事項等

- ・申立てを行う事が適切かどうか、どのような形で申し立てたらよいか、について、「窓口相談」にて対応しています。
- ・現実に紛争状態になっていなければならない、ということはありません。
- ・対立関係が強いと思われるような場合であっても、当会から申立ての御連絡を差し上げることを通じて、紛争解決がすすむきっかけとなる事もあります。

まずは御相談ください。

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0113.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
住所	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館
名称	証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC) TEL: 0120-64-5005 E-mail: URL: https://www.finmac.or.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【紛争の分野】顧客と対象事業者との間の金融商品取引に関する紛争を取り扱います。
 【対応可能地域】あっせんは全国50箇所(各都道府県庁所在地等)で行います。(事務所以外で実施する場合は手続実施者が出張します。)

アピールポイント

- ・株式、債券、投資信託、FX取引などの金融商品取引に関する専門の紛争解決機関として金融庁から指定を受けています。
- ・専門的な知識を持った相談員が、公正・中立な立場でお話を伺います。
- ・あっせん(紛争解決のための話し合い)は、金融商品取引に関する知識を有する弁護士(あっせん委員)が公正・中立な立場で主宰します。
- ・相談、苦情は電話等で無料でお受けします。
- ・お受けした相談、苦情およびあっせんの内容は非公開ですので、プライバシー保護を遵守します。

手数料

申請手数料	損害賠償金額に応じて税込2,090円～52,360円(あっせん手続のみ)
期日手数料	原則1回当たり税込52,360円(金融機関のみ負担)
成立手数料	なし
その他	詳細についてはホームページを御覧ください。(https://www.finmac.or.jp/)

実施方法

実施日時	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(振替休日を含む祝日及び12月31日～1月3日を除く。)
手続実施者の構成	弁護士1名
解決までの標準期間	4か月以内(ただし事案による)
オンラインによる申込み	相談、苦情の申出についてはホームページの相談フォームから申出が可能
オンライン調停	—

解決事例・相談事例等

- ・証券会社の担当者から投資信託の勧誘を受け、「いい商品だから」と勧められるままに買い付けた。しかし大きな損失が発生し、投資資金が半分くらいになってしまった。当該投資信託はリスクが高く仕組みが複雑であることが後から分かったが、勧誘時にはそのような説明がなかった。納得できないので証券会社に苦情を取り次いで欲しい。
- ・証券会社から株式の取引報告書が届いた。証券会社の担当者と株式の銘柄について相談はしたが買った覚えはない。担当者が勝手に買ったものと思われる。納得できないので証券会社に苦情を取り次いで欲しい。

その他特記事項等

- ・当センターではホームページに過去のあっせんの事例を豊富に掲載していますので参考にしてください。(https://www.finmac.or.jp/tokei-siryo/index_03/)
- ・上記のほか、広報誌「機関誌FINMAC」では様々なトピックを掲載していますので、こちらもぜひ御覧ください。(https://www.finmac.or.jp/backno/#kikanshi)

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0056.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人日本共済協会
住所	東京都新宿区新宿五丁目5番3号 建成新宿ビル6階
名称	日本共済協会 共済相談所 TEL: 03-5368-5757 E-mail: URL: https://www.jcia.or.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【対象分野】

- (金融・保険関係) 共済契約に関する紛争
(1)～(8)いずれかの団体(その会員団体を含む。)との間で締結した共済契約に関する紛争。
ただし、当事者間において苦情段階で解決した場合及び審査委員会が事実認定が著しく困難である等、裁定を行うに適当でないと認めた場合は除きます。
- (1) 全国共済農業協同組合連合会(JA共済連)
 - (2) 全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済 coop)
 - (3) 日本コープ共済生活協同組合連合会(コープ共済連)
 - (4) 全国大学生協共済生活協同組合連合会(大学生協共済連)
 - (5) 全国共済水産業協同組合連合会(JF共済連)
 - (6) 全日本火災共済協同組合連合会(日火連)
 - (7) 全国トラック交通共済協同組合連合会(交協連)
 - (8) 全国自動車共済協同組合連合会(全自共)

【対応可能地域】

全国の紛争を取り扱い可能。ただし、審議等の対応は事業者の事務所(東京都)において行います。

アピールポイント

- 中立・公正な立場で対応します。契約関係者と会員団体との間で共済に関するトラブルが起きた際に、紛争解決支援手続を行う審議会には弁護士や消費生活専門相談員など、中立・公正な第三者を選任します。
- 苦情解決手続や紛争解決支援手続にかかる費用は無料です。(ただし、審議の場に当事者が出席いただく場合の交通費、書類のコピー費用、書類の郵送料及び電話代等の実費は当事者各自の負担とさせていただきます。)
- 裁定申立てがされた場合、会員団体には、原則として裁定手続への参加を応諾する義務及び審議結果について尊重しなければならない義務が課せられています。

手数料

申請手数料	不要
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	通信費や事情聴取に参加される場合の交通費等は自己負担いただきます。

実施方法

実施日時	月～金/午前9時～午後5時(祝祭日及び12月29日から1月3日までを除きます。)
手続実施者の構成	審査委員会委員長が審査委員会委員のうちから選任した3名の委員(うち1名以上を弁護士とします。)
解決までの標準期間	原則4か月間
オンラインによる申込み	－(利用できません。)
オンライン調停	－(利用できません。)

解決事例・相談事例等

共済契約の成立や各種共済金(死亡共済金、後遺障害共済金、入院共済金、火災・自然災害共済金等)の支払等、契約関係者と会員団体との間の共済契約に関するトラブル

【解決事例】

入院共済金を請求したが、団体側が約款・事業規約に定める「入院の定義」に該当しないとして共済金支払否と判断されたことを不服として申立てがあったもの。審議会は、全入院期間のうち一定の期間は「入院の定義」に該当する、と判断し、当事者双方に和解を提示したところ、双方とも受諾し、解決に至りました。

その他特記事項等

※自動車共済・自賠責共済の賠償案件については、専門紛争処理機関の対象案件のため、取り扱いません。

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0057.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
住所	東京都港区虎ノ門3-6-2 第二秋山ビル1F
名称	コンビニエンスストア相談センター TEL: 代表:(03)5777-8701 相談受付:(03)6402-3155 E-mail: soudan@jfa-fc.or.jp URL: https://www.jfa-fc.or.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

コンビニエンスストアにおけるフランチャイズ契約に関する紛争(日本国内限定)。

アピールポイント

フランチャイズ契約が継続中の契約者本人による相談について、まずフランチャイズ相談センターで無料相談を実施していただき、相談のみでは解決しない場合で、協議による解決の見込みがある場合に調停手続きを御案内します。

調停人としてフランチャイズ・システムに精通した弁護士及び学識経験者を選任し、和解の仲介をサポートし、原則的に1～3回以内での解決を目指します。

手数料

申請手数料	22,000円
期日手数料	11,000円(第2回目以降)
成立手数料	55,000円
その他	

実施方法

実施日時	月曜日・木曜日 13:00～17:00(祝日及び年末年始等は除く)
手続実施者の構成	弁護士1人及び学識経験者1人を選任
解決までの標準期間	約2か月～6か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	当センターが認める場合のみ可

解決事例・相談事例等

特記事項なし

その他特記事項等

その他詳細な情報は、欄外URLを御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会
住所	東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAXTTビル9階
名称	不動産鑑定士調停センター

TEL: 03-3434-2304

E-mail: adr@fudousan-kanteishi.or.jp

 URL: <https://www.fudousan-kanteishi.or.jp/cyoutei/>

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】不動産の価格に関する紛争

- ・地代及び家賃の値上げ、値下げトラブル
- ・借地している建物の売買、増築、改築、借地条件の変更の価格トラブル
- ・借家している建物の売買金額、更新料、明渡し料のトラブル
- ・担保不動産の任意売却価格に関するトラブル
- ・土地や建物に関するトラブル
- ・遺産相続、財産分与に関するトラブル

※全国の紛争を取扱い可能(オンライン調停又は手続実施者が出張いたします)

アピールポイント

- ・不動産の専門家である不動産鑑定士が主体となり、弁護士の協力を得て解決を目指します。
- ・遺産相続に伴う共有持分の買取に関する紛争解決の実績があります。
- ・遺産相続に伴う紛争でお困りでしたら、まずはメール、お電話で御相談ください

手数料

申請手数料	11,000円(税込)
期日手数料	33,000円(税込)
成立手数料	不動産の時価相当額が3千万円未満の場合、時価相当額の0.65%+130,000円(税別)
その他	上記のほか、必要に応じて出張費用、調査・鑑定費用等がかかります。

実施方法

実施日時	月～金／午前9時～午後5時
手続実施者の構成	不動産鑑定士2名、弁護士1名による3名構成
解決までの標準期間	約2か月間
オンラインによる申込み	可
オンライン調停	可

解決事例・相談事例等

【解決事例】

不動産の相続に伴うトラブル
地代のトラブル

その他特記事項等

事前相談は無料です。まずは、メール、お電話にて御連絡ください。



ADR(裁判外紛争解決)事業者
不動産鑑定士調停センター
 (法務大臣認証第76号)



・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0076.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人日本不動産仲裁機構
住所	東京都中央区日本橋堀留町1-11-5 日本橋吉泉ビル2F
名称	日本不動産仲裁機構ADRセンター TEL: 03-3524-8013 E-mail: info@jha-adr.org URL: http://jha-adr.org/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】不動産の取引、管理、施工、相続その他の承継に関する紛争
 全国対応可能(手続実施者が出張、またはWEB会議で手続を実施します)

アピールポイント

- ・不動産の取引・管理・施工・相続等に関する様々な分野ごとの専門家団体(住宅建築、インスペクション、敷金、シックハウス、住宅ローン、競売、民泊、太陽光発電、相続診断等)の協力を得て、当事者に最適な解決を目指しています。
- ・全国どこの問題でも、当事者が希望する場所やWEB会議などによる方法で手続を実施できます。
- ・当事者同士が直接対面しなくても、交互の電話等により手続を進めることもできます。
- ・申立てに対して相手方が応じない場合には、申立手数料の半額が返還されます。

手数料

申請手数料	11,000円(税込)
期日手数料	1期日あたり11,000円(原則として、当事者双方が半額ずつ負担)(税込)
成立手数料	手数料は解決額により異なります。詳細は欄外のURLを御参照ください。 原則として、当事者双方が半額ずつ負担していただきます。
その他	手続実施者出張の場合は出張費用

実施方法

実施日時	月～金/午前10時～午後5時(祝祭日・年末年始休業日を除く)
手続実施者の構成	原則として機構に登録された調停人候補者名簿から1名を選任
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	可能 https://jha-adr.org/consultation/adr.html
オンライン調停	Web会議システムなどを利用した調停が可能

解決事例・相談事例等

【解決事例】

- ・不動産の売買契約の解除に関するトラブルについて、売主である不動産業者と買主である消費者の間で和解が成立し、目的不動産の返還と代金の一部返還という形で利用者の意向に沿った解決がなされた。
- ・戸建物件のベランダ防水工事に関するトラブルで、当事者一方の費用負担による修繕工事がなされることで和解した。

その他特記事項等

●当機構に寄せられるトラブルのご相談事例

- | | | |
|-------------------|-----------------|----------------|
| ・売買契約における瑕疵の発覚 | ・競落物件の占有者退去について | ・住宅ローンに関するトラブル |
| ・サブリースに関連する契約トラブル | ・リフォームに関するトラブル | ・住宅施工に関するトラブル |
| ・騒音などによる隣人トラブル | ・民泊に関するトラブル | ・太陽光発電機器について |
| ・家賃滞納のトラブル | ・家賃等の増減額交渉について | ・相続不動産に関する問題 |

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0151.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人日本マンション管理士会連合会
住所	東京都文京区春日2-13-1芳文堂ビル4階
名称	マンション紛争解決センター® TEL: 03-5801-0869 E-mail: adr-info@nikkanren.org URL: https://www.nikkanren.org

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- ・紛争の分野: マンション管理に関する紛争
- ・対応可能地域: 全国対応可能(手続実施者が出張します。)

アピールポイント

- ① 国家資格者でマンション管理・運営のスペシャリストであるマンション管理士で、かつセンター主催の講習会を受講及び試験に合格した者(以下、「ADR実施者」という。)が紛争解決に当たります。
- ② 紛争当事者のご希望があれば、センターの調停室以外の場所でマンションADR®を実施することも可能です。
- ③ 日本マンション管理士会連合会西日本分室(大阪市)に調停室を設置しました。
- ④ 申込後、紛争の相手が応諾しなければ、申込手数料の半額から振込手数料を差し引いた額を返還いたします。

手数料

申請手数料	33,000円(税込、マンションADR®の申込者のみ)
期日手数料	当事者各々より1期日毎につき5,500円(税込)
成立手数料	成立費用として、当事者から合計11,000円(税込)。按分は当事者協議。
その他	期日5回以内、3か月以内の解決を目指します。出張費用必要

実施方法

実施日時	当事者と手続実施者の話し合いで決定します。
手続実施者の構成	当面、マンション管理士2名を原則とします。
解決までの標準期間	期日5回以内、3か月以内の解決を目指します。
オンラインによる申込み	可能です。
オンライン調停	実施について検討

解決事例・相談事例等

- ・管理費滞納、ペット、騒音、建替え等の合意形成、管理会社、理事会と区分所有者の関係、工事請負に関するもの等マンション管理・運営関連のトラブル
- ・専用使用权のある開口部の修繕費の負担のトラブル
- ・漏水事故の補償をめぐるトラブル

その他特記事項等

- 当センターは対話促進型同席調停方式を採用し、以下の点を配慮して紛争解決を目指しています。
- ① 「紛争解決後も紛争当事者はマンションで共に暮らしていく」ことを考慮しています。
 - ② 手続実施者が「説得」して解決するのではなく、紛争当事者自身によって「今後のマンション暮らし」を「創造」し「納得」した解決策を考えることができるようにします。
 - ③ 手続実施者の役目は当事者の話し合いの場の創設に関与し、話し合いを促進・支援することです。
 - ④ 申込者には申込から期日まで手続についてADR実施者名簿登載者が助言対応いたします。

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0157.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	小泉 道子
住所	東京都千代田区霞が関3丁目6-14 三久ビル504
名称	家族のためのADRセンター TEL: 03-6883-6177 E-mail: info@adr-family.com URL: https://adr-family.com

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【紛争の分野】

①夫婦関係等の関する紛争(離婚など) ②相続 ③親族間のもめごと

【対応可能地域】

全国(zoom等のオンライン利用及び調停者の出張により対応)

アピールポイント

- ・平日夜間や土曜日も利用可
- ・zoomを利用したのオンライン調停が可能
- ・家庭問題のスペシャリストが集結しての質の高い調停を提供
- ・早期解決
- ・取扱件数多数(親族関係調停取扱件数全国トップクラス)
- ・成立時の成功報酬なし
- ・ADR成立後の公正証書に関するサポートも提供

手数料

申請手数料	11,000円(税込)
期日手数料	11,000円(税込、双方)
成立手数料	無料
その他	-

実施方法

実施日時	月曜から土曜の午前9時から午後8時
手続実施者の構成	弁護士、家庭裁判所調査官及び家事調停委員経験者
解決までの標準期間	3か月
オンラインによる申込み	メールによる申込可能
オンライン調停	zoomによるオンライン調停可能

解決事例・相談事例等

<夫婦関係>

- ・修復に向けての話し合いや婚姻費用・面会交流といった別居条件に関する話し合いもサポートします。
- ・DVで住所を秘匿したい、同じ場所に行けないという場合はzoomを利用した調停も可能です。
- ・夫婦だけでは離婚条件が決められない、そんな場合のアドバイスもいたします。

<相続>

- ・生前贈与の有無・寄与分の有無・遺産の分け方等で争いがある場合の遺産分割協議が可能です。

その他特記事項等



離婚や相続を始めとする御家族間の問題は、法律の問題と気持ちの問題が複雑に入りまじっています。当センターでは、心理と法律に詳しい専門家が公平中立な立場でお話し合いを仲介いたします。
 まずは、おひとりで悩まず、相談にいらしてください。
 早期解決・穏やかな解決を目指してサポートいたします。



・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0153.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人 びじっと・離婚と子ども問題支援センター
住所	神奈川県横浜市中区尾上町6丁目86番1号
名称	ADRくりあ TEL: 045-263-6565 E-mail: visit.clear@gmail.com URL: http://www.npo-visit.net

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【取扱分野】子の監護(面会交流)に関する紛争
 面会実施上の問題、面会頻度や時間などの条件設定、子の成長に合わせた条件変更等
 【対応地域】全国対応可能(Zoomによるオンライン調停)

アピールポイント

- ①平日、土日祝日、夜間(20時開始まで)と自由度の高い期日設定が可能です。
- ②Zoomによるオンライン調停で、全国対応が可能です。
- ③面会交流支援団体が14年間の支援で獲得した知識と現場経験をいかして調停に当たります。
- ④お困りごとに関して、調停手続前に相談を受けることができます。
- ⑤相手方が応諾しない場合は申立手数料の半額を返金します。

手数料

申請手数料	11,000円(双方) (びじっとの面会交流支援利用者は割引制度あり)
期日手数料	11,000円(双方)
成立手数料	16,500円(双方)
その他	郵便料2,000円 (任意)事前相談 3,300円～

実施方法

実施日時	平日、土日祝日、夜間(20時開始まで)
手続実施者の構成	弁護士、面会交流支援経験者から2名構成
解決までの標準期間	3か月
オンラインによる申込み	可能
オンライン調停	可能

解決事例・相談事例等

- 離婚時に取り決めたとおりに面会交流が実施されないの、状況を改善したい。
- 離婚時に取り決めた条件見直し時期になったので、条件を見直したい。
- 現在、支援者付添のもとで面会しているが、付添なしの面会に変更したい。
- 現在おこなっている面会交流で発生している問題を協議し、解決したい。
- 面会時に守るべきルールを設定・合意して、安心して面会交流をおこないたい。
- 子どもに障害があるため、個別の面会計画を策定してから面会交流をおこないたい。

その他特記事項等



- 14年に渡り培ってきた面会交流支援の専門的知識と面会現場の実務経験を十分にいかし、お子さんとお父さん、お母さんのための面会交流開始を支援します。
- 土日祝夜間の調停が可能なので、働くお父さん、お母さんにも利用しやすい形態です。
- 相手から住所秘匿したままでの調停が可能です。
- どう解決していいかわからない、という場合はまず「相談」をご利用ください。
- 面会交流に支援が必要な場合は、支援団体へシームレスにつなぐことが可能です。(関東近郊の場合)

・詳細は、こちら(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0167.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	鳥取県司法書士会
住所	鳥取市西町一丁目314番地1
名称	鳥取県司法書士会調停センター TEL: 0857-24-7024 E-mail: aef07356@nifty.com URL: http://www.tottori-shihoshoshi.jp/index.html

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】金銭・不動産賃貸借・近隣関係など民事紛争一般
 (紛争の価額が140万円以下のものに限る)
 ＊鳥取県内のみ対応可

アピールポイント

- ・調停実施場所は、当事者のご希望を伺ったうえで決定します。
- ・土日や夜間における実施も可能です。

手数料

申請手数料	申込手数料5,000円(税込)及び第1階期日手数料5,000円(税込)
期日手数料	第2会以降、申込人及び相手方から各5,000円(税込)
成立手数料	6,000円(税込)
その他	閲覧・謄写手数料、証明書発行手数料、調停実施場所の使用料

実施方法

実施日時	原則として平日の午前9時から午後5時(盆休、年末年始を除きます。)
手続実施者の構成	原則として司法書士2名
解決までの標準期間	3回以内の期日を想定しています。
オンラインによる申込み	対応していません。
オンライン調停	対応していません。

解決事例・相談事例等

【想定事例】金銭の貸し借りのトラブル、建物賃貸借のトラブルなど

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当会ホームページや欄外URLを御覧ください。

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0129.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	鳥取県社会保険労務士会
住所	鳥取県鳥取市富安一丁目152番地 SGビル4階
名称	社労士会労働紛争解決センター鳥取
	TEL: 0857-26-0835
	E-mail: info@sr-tottori.net
	URL: http://www.sr-tottori.net/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【労働関係】

労働条件、その他労働関係に関する事項について、個々の労働者と事業主との間の紛争

【対応可能地域】

鳥取県内

アピールポイント

- ・社労士会労働紛争解決センター鳥取における斡旋は非公開で行われます。まず、当事者の話を交互に聞いて助言を行います。必要に応じて、斡旋案を示して和解への合意を図り、早期解決を目指していきます。
- ・斡旋は、原則として月曜日から金曜日午前9時～午後5時ですが、当事者が希望する場合は、平日午後8時まで開催することも可能です。
- ・移動が困難等の事情がある場合は、斡旋員が当事者の住まいの地域に出向いて斡旋を行うことも可能です。できるだけ利用者の方の希望をお聞きして実施します。

手数料

申請手数料	11,000円(税込)。ただし、当分の間「不要」としています。
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

実施日時	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(ただし祝祭日を除く)
手続実施者の構成	特定社会保険労務士 2名、 弁護士 1名 計3名
解決までの標準期間	約1か月程度
オンラインによる申込み	対応検討中
オンライン調停	対応検討中

解決事例・相談事例等

- ・労働条件についての紛争
- ・ハラスメントについての紛争
- ・解雇に関する紛争

その他特記事項等

鳥取県社会保険労務士会ホームページ
<http://www.sr-tottori.net/>

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0101.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	島根県社会保険労務士会
住所	島根県松江市母衣町55-2
名称	社労士会労働紛争解決センター島根 TEL: 0852-26-0402 E-mail: shimane_sr@shima-roumu.or.jp URL: http://www.shima-roumu.or.jp/
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
労働関係紛争(解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境) 島根県のみ対応可能	
アピールポイント	
・あっせんは、原則毎週水曜日と毎月第二土曜日に行います。 ・令和4年9月30日までは、申立手数料は無料となっています。	
手数料	
申請手数料	11,000円(税込)ただし、令和4年9月30日までは無料
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	なし
実施方法	
実施日時	毎週水曜日及び毎月第二土曜日／午前10時～午後5時
手続実施者の構成	特定社会保険労務士、弁護士
解決までの標準期間	約1か月間
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	なし
解決事例・相談事例等	
【相談事例】 いじめ、パワハラ	
その他特記事項等	
解決センターは、「あっせん」という手続により、個別労働紛争を解決に導くところです。 あなたが困っていることがどんな状況にあるか、また、それを解決するためには、どのような方法を採用したらいいかなどについて、島根県社会保険労務士会にお尋ねください。 所在地: 島根県松江市母衣町55-2、電話番号: 0852-26-0402	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0097.html>)をご覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	岡山県社会保険労務士会
住所	〒700-0815 岡山市北区野田屋町2-11-13-7F
名称	社労士会労働紛争解決センター岡山 TEL: 086-226-0164 ナビダイヤル0570-0654-794 E-mail: okasharo@okayama-sr.jp URL: http://www.okayama-sr.jp

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

取り扱う紛争の分野は、解雇、雇止め、賃金未払い、労働時間、配置転換、いじめなど職場で発生したトラブル(個別労働紛争)に限定し、公正・迅速・廉価に解決を目指す民間の専門機関です。対応可能地域は、東京等岡山県外に本部・本社があっても支部・支社、営業所・事業所・出張所等岡山県内に職場がある場合、又は職場は県外にあっても住所が岡山県内の場合、対応可能です。

アピールポイント

- ①まずは無料の労働相談を！個別労働紛争は社会保険労務士の得意分野です。
- ②労働相談だけで解決することはよくあります。労働相談で解決できない場合には、相談員が解決センター岡山のご利用を案内し、解決に向けてお手伝いします。
- ③社労士会労働紛争解決センターは、法務大臣の認証と厚生労働大臣の指定を受けて、労働者と事業主間の個別労働紛争の解決を専門に取り扱う民間機関です。
- ④解決センター岡山では、公正・迅速・廉価に、弁護士及び特定社会保険労務士で構成するあっせん委員が手続きを進めて、原則1回(1日)の「あっせん」で和解を目指します。「あっせん」の手続きは、非公開で、個人情報の秘密厳守で行われます。
- ⑤「あっせん」の手続きは、当事者ご本人でできますが、代理人(弁護士又は特定社会保険労務士)による場合もあり、当事者ご本人の補佐人が同席する場合があります。

手数料

申請手数料	税込3,300円
期日手数料	無料
成立手数料	無料
その他	相手方不応諾の場合、書類郵送料(簡易書留)を差し引き、手数料を返戻します。

実施方法

実施日時	受付は土・日曜・祝日・お盆・年末年始休日を除く月～金曜日の10:00～17:00 あっせん期日は、原則として、祝日・お盆・年末年始休日を除く土曜日に設定
手続実施者の構成	あっせん委員(特定社会保険労務士2名・弁護士1名)及び運営委員
解決までの標準期間	1～3か月間、あっせん期日は原則として1回(1日)
オンラインによる申込み	非対応
オンライン調停	非対応

解決事例・相談事例等

センター岡山は、2011年12月に開所式を開催、活動に取り組み、令和3年11月2日現在46件のあっせん申立を受理、そのうち27件について和解成立しました。取り扱った紛争内容は、退職金・昇給・時間外労働賃金及び賞与等の未払請求、不当な退職勧奨・退職強要及びハラスメント等に対する慰謝料請求、不当な人事処遇・解雇撤回等でした。地域の労働者及び事業主の方々に、個別労働紛争解決専門の民間機関として認知・信頼していただければ幸いです。研さんを重ねています。

その他特記事項等

- 岡山県社会保険労務士会ホームページのご案内
- ・岡山県社労士会について <http://www.okayama-sr.jp/about/index.html>
 - ・社労士会労働紛争解決センター岡山 <http://www.okayama-sr.jp/adr/index.html>

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0100.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	岡山県行政書士会
住所	岡山県岡山市北区富田町一丁目7番15号富田町ビル2F
名称	行政書士ADRセンター岡山
	TEL: (086)222-9111
	E-mail: jimukyoku@okayama-gyosei.or.jp
	URL: http://www.okayama-gyosei.or.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

岡山県内において発生した自転車の走行に起因する交通事故(自転車以外の車両、路面電車、鉄道車両との交通事故を除く。)に関する紛争

アピールポイント

当センターでは、岡山県内で発生した自転車事故に関する紛争を取り扱っています。現在は、手続管理委員候補者7名、調停人候補者9名の体制で臨んでいます。また 岡山弁護士会との間で助言体制の協定を締結しており、事案の性質に即して、弁護士が助言者として、あるいは調停人として調停手続に参加します。

手数料

申請手数料	7,000円(消費税込み)
期日手数料	7,000円(消費税込み)
成立手数料	不要
その他	第2回目以降の期日手数料は当事者双方がそれぞれ平分して納付していただきます。

実施方法

実施日時	毎週火曜日、毎月第2・第4木曜日/午前10時～12時、午後1時～4時
手続実施者の構成	岡山県行政書士会の会員で、当ADRセンター運営委員会が認めた者
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

・自転車事故での、相手方と示談金の話し合いをしたい。

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当会ホームページや欄外URLを御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	広島司法書士会
住所	広島市中区上八丁堀6番69号
名称	広島司法書士会調停センター
	TEL: 082-221-5345
	E-mail: hiroskai@fancy.ocn.ne.jp
	URL: https://www.shiho-hiro.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【民事一般】不動産の賃貸、貸金、債務関係等民事に関する紛争
 (紛争の価格が140万円以下のものに限る)
 【対応可能地域】広島県のみ対応可能

アピールポイント

話合いで困りごとを解決したいけどうまくいかない…。そんなときは当センターに御相談ください。当事者同士の話合いによる解決をサポートいたします。
 トレーニングを積んだ調停人(司法書士)が当事者のお話を丁寧にお伺いし、互いに話合うべき課題を一緒に考えます。お互いの話合いがうまくいくと思いがけない解決方法が見つかるかもしれません。

手数料

申請手数料	原則5,000円(税込) 調停申立人が負担
期日手数料	10,000円(税込) 調停申立人が負担
成立手数料	経済的利益の額に応じて5,000円(税込)～30,000円(税込) 調停申立人が負担
その他	事業所所在地以外での調停や専門家からの意見聴取について実費を負担

実施方法

実施日時	原則として平日午前9時～午後5時 ただし、調停については上記以外でも開催可(要相談)
手続実施者の構成	認定司法書士
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	未対応
オンライン調停	事業所所在地での調停実施に限り対応可能

解決事例・相談事例等

- 【解決事例】金銭の貸し借り、共有財産の管理方法
 【想定事例】上記解決事例の他、家賃の未払い、交通事故(物損)等

その他特記事項等

広島司法書士会調停センターでは、令和3年7月・8月豪雨災害に起因する調停手続については、調停申立人(相手方も含む)が負担する手数料を無料で実施しております。(実施期間は令和4年10月末まで)
 ※広島司法書士会では、上記豪雨災害に起因する相談についても無料で行っておりますので、司法書士による無料法律相談を受けた上で当センターをご利用をいただくことも可能です。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	日本知的財産仲裁センター
住所	広島県広島市中区基町6-27 そごう新館6階 紙屋町法律相談センター内
名称	日本知的財産仲裁センター(JIPAC) 中国支所
	TEL: 082-225-1600
	E-mail:
	URL: https://www.ip-adr.gr.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【知的財産関係】知的財産に関する紛争(特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・知的財産一般)

アピールポイント

- ・当センターは、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。
- ・調停人・仲裁人は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成され、それぞれの専門知識と経験を活かして、公平中立な立場で、非公開手続により、迅速かつ合理的に紛争を解決します。
- ・調停及び仲裁の申立てや相談等は、東京本部以外にも、関西支部、名古屋支部、北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所、九州支所でも受け付けています。

手数料

申請手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※申請人のみ負担
期日手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※各自負担
成立手数料	和解契約書作成手数料157,143円(税込)／仲裁判断書作成手数料220,000円(税込) ※各自負担
その他	調査等のため格別の実費が発生する場合、その実費

実施方法

実施日時	月～金(祝日除く。中国支所は火休)／午前10時～正午、午後1時～午後4時
手続実施者の構成	弁護士、弁理士、学識経験者のうち2名又は3名構成
解決までの標準期間	約6か月
オンラインによる申込み	オンラインによるお申込みはできません。
オンライン調停	可能です。

解決事例・相談事例等

【解決事例】事例5:特許権侵害事件(<https://www.ip-adr.gr.jp/case/>より)

- 《1》背景 機構に特徴を有する製品について特許権を有するX社は、Y社に対し、その製品の製造販売はX社の特許権侵害であるとしてその製造販売の差止めと損害の賠償を求めた。しかし、Y社はその製品がX社の特許発明の技術的範囲に属しないと主張し、話し合いは決着しなかった。そこで、X社は調停を申し立てた。
- 《2》申立の趣旨 Y社に、X社の特許権を侵害する製品の製造販売の中止と、過去の実施について適正な実施料の支払を求める。
- 《3》被申立人の主張 Y社は、X社の特許発明を実施しておらず、その特許権を侵害するものではない。
- 《4》争点 特許請求の範囲の製造方法による物の特定は、Y社製品が技術的範囲に属するか否かの判断に影響を与えるか否か。
- 《5》結論 相互に譲歩することにより円満な解決が得られた。
- 《6》本事例の特徴 調停人の判断が双方に尊重され、双方の譲歩により事件が解決された例です。訴訟で争うよりは時間、費用の面で利益があったものと思われる。

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当センターホームページや欄外URLを御覧ください。

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0119.html>)を御覧ください。

認定ADR機関の基本情報

事業者名	広島県社会保険労務士会
住所	広島県広島市中区橋本町10-10 広島インテスビル5階
名称	社労士会労働紛争解決センター広島 TEL: 082-212-4481 E-mail: info@hiroshima-sr.or.jp URL: http://www.hiroshima-sr.or.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

紛争の分野…【労働関係】労働関係紛争
解決・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境・派遣労働・配置転換等を扱います。
対応可能地域…広島県内

アピールポイント

- ・当センターは、個別労働紛争に特化し、労使互譲による自主的解決を目指し取り組んでいます。
- ・労働問題の事情に詳しい専門家(特定社労士・弁護士)による調停・あっせんにより公平で納得性の高い解決に努めています。
- ・御希望に応じ、女性の相談には女性の相談員が対応するなど、相談体制にも配慮します。
- ・御要望に応じ、あっせんは第2土曜日や午後8時まで時間帯を拡大して行うことができます。
- ・令和4年7月31日まで広島県社会保険労務士会による社会貢献の一環として手数料を免除(無料)にしています。

手数料

申請手数料	11,000円 ただし、令和4年7月31日まで無料とする予定です。
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

実施日時	受付:月曜日から金曜日まで(祝日を除く)／午前9時～午後5時(毎月第2、4木曜日は午前10時～午後4時)
手続実施者の構成	弁護士1名、特定社会保険労務士3名のあっせん候補者のうち原則2名構成で実施
解決までの標準期間	約1か月
オンラインによる申込み	可能
オンライン調停	可能

解決事例・相談事例等

本年度においては、あっせんについての相談は数件あったが、あっせん申込については0件だった。

その他特記事項等

労使双方へ効果的な広報活動を実施し、そのための手段として、経営者には商工会議所、経営者団体等に、労働者には新聞広告、行政機関等を通して周知いたします。
法テラスや総合労働相談所との連携を深め、事案受理及びあっせん手続きの実績に繋げてまいります。

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0059.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	山口県司法書士会
住所	山口市駅通り二丁目9番15号
名称	山口県司法書士会調停センター TEL: 083-924-5220 E-mail: ymg-adr@mbr.nifty.com URL: https://www.ymg-sihousyosi.or.jp/page34

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限る。)
～ 不動産関係、近隣関係、貸金・債務関係、借地・借家関係の法的紛争
(山口県内のみ対応可能)

アピールポイント

- ・ 当センターは、法律専門家により運営される組織です。
- ・ 基本的には当事者の決定事項を最優先して合意を目指しますが、違法な取り決め等がなされないよう、当センターの調停員がサポートします。
- ・ 事前に山口県司法書士会の相談センターにて無料法律相談を受けていただきますので、予備知識をもって話し合いに臨んでいただけます。

手数料

申請手数料	11,000円(消費税込)
期日手数料	11,000円(消費税込)
成立手数料	33,000円(消費税込)
その他	上記のほか必要に応じて閲覧手数料等があります。

実施方法

実施日時	随時(相談に応じます)
手続実施者の構成	山口県司法書士会所属司法書士 2名
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	不可(まずはお電話でお問い合わせください。)
オンライン調停	対応しておりません。

解決事例・相談事例等

- 【解決事例】
・ 家主と賃借人間のトラブル ・ 友人間の金銭貸借トラブル

その他特記事項等

問い合わせ先: 山口県司法書士会事務局 TEL 083-924-5220

認証ADR機関の基本情報

事業者名	山口県社会保険労務士会
住所	山口県山口市中央4丁目5番16号
名称	社労士会労働紛争解決センター山口 TEL: 083-923-1720 E-mail: ymgsrkai@sr-yamaguchikai.or.jp URL: https://www.sr-yamaguchikai.or.jp

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

紛争の分野: 労働関係紛争(解雇・賃金・ハラスメント・労働災害等)
対応可能地域: 山口県内のみ対応可能

アピールポイント

- ・労働管理における専門家として、その知見と経験をいかして、個別労働紛争を「あっせん」という手続により、迅速かつ簡易に解決(和解の仲介)します。
- ・労働契約(解雇や出向・配転に関する事など)その他の労働関係(職場内でのいじめ、嫌がらせ等)に関する事項について、個々の労働者と事業主との間の紛争が「あっせん」の対象となります。
- ・令和4年9月30日までは、申立費用は無料となっています。

手数料

申請手数料	11,000円。但し、令和4年9月30日までは無料。
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

実施日時	受付: 月～金の9時から17時(年末年始・祝祭日・盆休みを除く)
手続実施者の構成	原則として、特定社会保険労務士のあっせん委員2名
解決までの標準期間	1か月から2か月
オンラインによる申込み	行っていない
オンライン調停	行っていない

解決事例・相談事例等

- 相談のあった事例として、
- ・雇用契約書を交わしたが、コロナ禍で出勤要請がなかった。
 - ・有期雇用が継続されていたが、突然契約の打ち切りを言われた。
 - ・主人が自殺したが、労災でないと会社側から言われている。
 - ・パワハラがあり、人事課長に相談したが取り合ってもらえず、退職することにした。
 - ・給与規程の変更があり、役職手当がなくなった。説明がなされていない。

その他特記事項等

労使において、中立公正な立場で、あっせん手続きを勧めさせていただきます。
職場や企業の悩みは、「人を大切にする企業」づくりを支援している社労士にお任せください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	山口県土地家屋調査士会
住所	山口県山口市惣太夫町2番2号
名称	境界問題解決支援センターやまぐち TEL: 083-922-6118 E-mail: adr@chousashi.net URL: http://www.chousashi.net/cms/page116.html
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【紛争の分野】 土地の境界に関する紛争及び土地の所有権の範囲に関する紛争、土地の境界に関連する相隣関係の紛争 【対応可能地域】 原則として山口県のみ対応可能	
アピールポイント	
境界や登記測量の専門家である土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士が協働で、利用者の自主性を重んじた話し合いによる紛争解決を支援します。 現地に出向いて実際に状況を見ながら話し合いを行うことにも対応しています。	
手数料	
申請手数料	22,000円(税込み)
期日手数料	当事者一方につき、5,500円(税込み) ※第1回期日は無料
成立手数料	当事者一方につき、55,000円(税込み)
その他	上記のほか、必要に応じて調査・測量費、会場費、旅費等があります。
実施方法	
実施日時	平日／午前10時～午後4時
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名の3名構成
解決までの標準期間	調停期日5回まで(第1回期日以降約6か月)を目標
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	(準備中)
解決事例・相談事例等	
・隣人から我が家の塀が越境していると言われた。 ・隣の樹木が越境しているのに対処してくれない。 ・隣人が境界立会に応じしてくれない。 ・隣人がこちらの土地の一部を削って取り込んでいる。 ・隣人が土で境界付近を埋めてわからなくする。	
その他特記事項等	
その他詳しくは、当センターのホームページや欄外URLをご覧ください。 山口県土地家屋調査士会、山口県弁護士会、山口地方法務局の共催による「境界問題相談所」を開設しています。詳しくはこちらをご覧ください。 http://www.chousashi.net/cms/page108.html	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0163.html>)をご覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	山口県行政書士会
住所	山口県山口市惣太夫町2番2号
名称	行政書士ADRセンターやまぐち
	TEL: 083-976-5835
	E-mail: gn-yamaguti@msi.biglobe.ne.jp
	URL: http://adr.yamagyo.com/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

1. 山口県内において発生した愛護動物(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第44条第4項に関する愛護動物をいう。以下同じ。)による傷害事故、愛護動物の死傷、愛護動物に対する獣医療、愛護動物に起因する騒音その他の近隣問題、愛護動物の売買その他愛護動物に関する紛争
2. 山口県内に所在する居住用賃貸借建物についての敷金の返還又は当該建物の原状の回復に関する紛争

アピールポイント

- ・ 調停日時、場所については柔軟に対応します。(土日祝日の対応可)
- ・ 法的知識、専門知識、調停技法について専門的なトレーニングを十分に積んだ調停人が、公正中立な立場で話し合いをサポートします。
- ・ 当事者双方が同席しての話し合いを大切にする対話促進型調停により、単なる問題解決にとどまらず、当事者双方の心の充足を目指します。
- ・ 調停人には守秘義務があり、調停は非公開で行われるため、安心して問題解決に臨めます。
- ・ 面談による無料事前相談(詳細な相談内容をお聞きし、調停手続について説明)を実施し、相手方も安心して話し合いに応じられるように対応しています。

手数料

申請手数料	申込手数料5,500円
期日手数料	調停期日1回につき5,500円
成立手数料	なし
その他	

実施方法

実施日時	調停日時は当事者双方と相談して決定(土日祝日の対応可)
手続実施者の構成	調停人1名(行政書士)、必要に応じて弁護士の調停人が参加
解決までの標準期間	1か月
オンラインによる申込み	現在は対応していません(対応予定)
オンライン調停	現在は対応していません(対応検討中)

解決事例・相談事例等

【解決事例】《敷金返還・原状回復》賃借人と賃貸人間の敷金返還と原状回復費用のトラブル

【想定事例】《愛護動物(ペット)》飼い猫、飼い犬に関する近隣のトラブル
 《敷金返還・原状回復》居住用賃貸借建物に関する原状回復のトラブル

その他特記事項等

- ・ 電話又は問合せフォームによる相談はお気軽にどうぞ!
- ・ 相手方が応諾されずに手続が終了した場合、申込手数料の半額2,500円を返還します。
- ・ 24時間受付可能な問合せフォームは右のQRコードからアクセス。



・ 詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0136.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	徳島県社会保険労務士会
住所	徳島県徳島市南末広町5番8－8号
名称	社労士会労働紛争解決センター徳島 TEL: 088-654-7777 E-mail: tokushimakai@tokushima-sr.jp URL: https://www.sr-tokushima.or.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【労働関係】個別労働関係紛争
 労働条件その他労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間の紛争
 ※徳島県内のみ対応可能

アピールポイント

当センターは、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)」に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見と経験をいかして、個別労働関係紛争を、「あっせん」という手続により、簡易、迅速、かつ低廉に解決(和解の仲介)する機関です。

手数料

申請手数料	あっせん手続に要する費用は10,000円(消費税込み11,000円、申立人負担)です。ただし、令和5年3月31日までの間は、申請手数料は無料とします。
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	あっせん委員が出張した場合等には、交通費等の実費を請求する場合があります。

実施方法

実施日時	原則、毎週火曜日・木曜日の午後1時から午後4時及び午後5時から午後8時、毎週土曜日の午後1時から午後4時(この曜日・時間以外も応相談)
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名(事案によっては弁護士があっせん委員に加わることもある。)
解決までの標準期間	申立受理日から1か月から2か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

- ・職場でのパワハラ・いじめ等によりうつ病を発症し、退職を余儀なくされた事案
- ・退職の申し出を事業主が認めず退職することができない事案
- ・退職するにあたり、勤務している間に取得した資格に要した費用の返還を求められた事案
- ・雇用契約書には退職金有り記載されていたにもかかわらず退職金が支払われなかった事案

その他特記事項等

まずは、総合労働相談所にご相談ください。経験豊富な社会保険労務士が対応いたします。(無料)
 0570-064-794(ナビダイヤル)又は088-654-7777 平日9:00～17:00

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0120.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	徳島県土地家屋調査士会
住所	徳島県徳島市出来島本町2丁目42番地5
名称	境界問題解決センターとくしま TEL: 088-626-3366 E-mail: tokucho@coda.ocn.ne.jp URL: http://www.tokucho.sakura.ne.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争。
徳島県内の土地に関する紛争のみ対応可能です。

アピールポイント

- ・当センターは平成21年6月に認証取得しました。
- ・法律の専門家「弁護士」と、境界の専門家「土地家屋調査士」との協働による紛争解決機関です。
- ・境界紛争についての解決をお手伝いしています。

手数料

申請手数料	相談5,000円・調停10,000円（税込）
期日手数料	5,000円(税込、相談、調停とも)
成立手数料	原則300,000円(税込)
その他	現地での調停には現地までの交通費(調停員の人数×実費)

実施方法

実施日時	平日の午後1時30分～午後4時30分に調停を実施
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名による構成
解決までの標準期間	約5～7か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	非対応

解決事例・相談事例等

【解決事例】
 ・隣人間での境界線等に関するトラブルについて、双方の主張についての争点を整理し、境界線を確認することだけでは解決しない問題についても、専門家としてのアドバイスを行うことにより、最終的に双方が納得する和解案で合意することができました。
 ・親族間での境界線に関するトラブルについて、専門家としてアドバイスを行い、双方話し合いの上、和解が成立し、良好な親族関係を保つことができました。

その他特記事項等

当事者の秘密の取扱いについて
 ・調停手続は、非公開です。
 ・本センターは、手続実施記録について秘密を保持するために、事務所内の施錠できる保管庫に保管します。
 ・運営委員、相談員、調停員、調査測量実施員、調査士会の役員、その他事務職員等は、本センターで実施される手続の内容、経過、結果その他職務上知り得た事実を他に漏らしてはならないという守秘義務が課せられています。
 ・本センターが保存する手続実施記録は、当事者双方の同意がない限り、第三者には公開しません。

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0031.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	香川県司法書士会
住所	香川県高松市西内町10番17号
名称	香川県司法書士会調停センター TEL: 087-821-5701 E-mail: LEP02167@nifty.com URL: http://www.kagawa-shiho.com/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限りです。)
- ・不動産、代金・賃料・貸金等の請求や支払、損害賠償など、幅広く取り扱っています。
 - ・申込みいただける地域等は限定しておりませんが、香川県内で実施いたします。
 - ・当センターで取り扱いできない場合には適切なADR機関などの説明をいたします。

アピールポイント

- ・司法書士が、分かりやすく調停手続を進めていきます。
- ・ご自分で(または代理人が)、出席して話すことにより、迅速に手続が進められます(代理人は弁護士又は認定司法書士に限定。親族などは事前の許可が必要)。
- ・調停の開催日は、土日祝日や夜間、集中してなど、できる限り調整いたします。
- ・場所についても、調停にふさわしい場所で、できる限り調整いたします。
- ・問題についての相談は司法書士会総合相談センターの無料相談を利用できます。
- ・問題が金銭換算で140万円以内であれば、いろいろな問題解決に利用できますので、お気軽に相談ください。

手数料

申請手数料	11,000円
期日手数料	11,000円
成立手数料	11,000円
その他	閲覧:1回550円、謄写:用紙1枚22円、証明書:1通1,100円

実施方法

実施日時	受付:10時～16時(土日祝日休)、調停日時:左記以外でも調整します
手続実施者の構成	実務経験や研修受講等の登録要件を満たした認定司法書士
解決までの標準期間	3か月以内
オンラインによる申込み	対応していません
オンライン調停	対応していません

解決事例・相談事例等

- 【解決事例】
- ・施設利用中の事故に関する利用者と施設の間のトラブルについて、当事者が一時同席してお互いの話を聴くことにより和解成立。
 - ・私道の利用に関する隣人間のトラブルで、譲り合って円満に生活できる内容の合意成立。
 - ・ペットに関するマンション管理組合と住民とのトラブルを、マンション集会室で調停を開催して解決。

その他特記事項等

- ・問題が発生したときは早く解決することが大切です。問題を解決するためには話し合うのが一番ですが、ご自分で相手方と話すのは難しいと思われるときは当センターがお手伝いいたします。
- ・相手方が出席しないときなど調停が1回も開催されなければ、郵便料金など実際にかかった費用を差し引いて返金いたします。
- ・経済的な理由で費用の支払いが難しい場合は、減額・免除になることがありますので相談ください。

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0109.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	日本知的財産仲裁センター
住所	香川県高松市丸の内2-22 香川県弁護士会館内
名称	日本知的財産仲裁センター(JIPAC) 四国支所 TEL: 087-822-3693 E-mail: URL: https://www.ip-adr.gr.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【知的財産関係】知的財産に関する紛争(特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・知的財産一般)

アピールポイント

- ・当センターは、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。
- ・調停人・仲裁人は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成され、それぞれの専門知識と経験を活かして、公平中立な立場で、非公開手続により、迅速かつ合理的に紛争を解決します。
- ・調停及び仲裁の申立てや相談等は、東京本部以外にも、関西支部、名古屋支部、北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所、九州支所でも受け付けています。

手数料

申請手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※申請人のみ負担
期日手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※各自負担
成立手数料	和解契約書作成手数料157,143円(税込)／仲裁判断書作成手数料220,000円(税込) ※各自負担
その他	調査等のため格別の実費が発生する場合、その実費

実施方法

実施日時	月曜日から金曜日(祝祭日を除く) 午前10時から正午まで 午後1時から午後4時まで 北海道支所のみ午前9時から午後4時まで/中国支所のみ火曜休業
手続実施者の構成	弁護士、弁理士、学識経験者のうち2名又は3名構成
解決までの標準期間	約6か月
オンラインによる申込み	オンラインによるお申込みはできません。
オンライン調停	可能です。

解決事例・相談事例等

【解決事例】事例5:特許権侵害事件(<https://www.ip-adr.gr.jp/case/>より)

- 《1》背景 機構に特徴を有する製品について特許権を有するX社は、Y社に対し、その製品の製造販売はX社の特許権侵害であるとしてその製造販売の差止めと損害の賠償を求めた。しかし、Y社はその製品がX社の特許発明の技術的範囲に属しないと主張し、話し合いは決着しなかった。そこで、X社は調停を申し立てた。
- 《2》申立の趣旨 Y社に、X社の特許権を侵害する製品の製造販売の中止と、過去の実施について適正な実施料の支払を求める。
- 《3》被申立人の主張 Y社は、X社の特許発明を実施しておらず、その特許権を侵害するものではない。
- 《4》争点 特許請求の範囲の製造方法による物の特定は、Y社製品が技術的範囲に属するか否かの判断に影響を与えるか否か。
- 《5》結論 相互に譲歩することにより円満な解決が得られた。
- 《6》本事例の特徴 調停人の判断が双方に尊重され、双方の譲歩により事件が解決された例です。訴訟で争うよりは時間、費用の面で利益があったものと思われる。

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当センターホームページや欄外URLを御覧ください。

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0119.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	香川県社会保険労務士会
住所	〒760-0006 香川県高松市亀岡町1-60
名称	社労士会労働紛争解決センター香川 TEL: 087-862-1040 E-mail: kagawa-sr@mrh.biglobe.ne.jp URL: http://www.kagawa-sr.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

労働関係紛争 香川県在住者で香川県住所地のある事業所

アピールポイント

労働紛争に詳しい社労士と弁護士が調停人となり速やかな問題解決を図ります

手数料

申請手数料	11,000円(消費税込み。) 令和6年4月20日までは無料を予定しています
期日手数料	0円
成立手数料	0円
その他	0円

実施方法

実施日時	随時(双方の都合を勘案、土日祝日は休み、開始時刻は19時まで)
手続実施者の構成	社労士1名 弁護士1名
解決までの標準期間	約1月
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	なし

解決事例・相談事例等

給与等の不利益変更

その他特記事項等

まずは労働相談から御利用ください。随時電話で受け付け087-862-1040

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	香川県土地家屋調査士会
住所	香川県高松市丸の内9番29号
名称	境界問題相談センターかがわ TEL: 087-821-1890 E-mail: info@kagawa-chosashikai.or.jp URL: https://www.kagawa-chosashikai.or.jp/
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【生活環境関係】 土地の境界に起因する民事に関する紛争 目的となる土地の所在地が香川県の場合のみ対応可能	
アピールポイント	
土地の境界に関する紛争について、境界の専門家である土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士が協働で手続きに当たります。 また相談業務も行なっております。相談についても、土地家屋調査士と弁護士が対応します。(料金は11,000円です。)	
手数料	
申請手数料	22,000円
期日手数料	11,000円
成立手数料	55,000円 ～
その他	上記のほか、調査測量が必要な場合には測量費用等があります。
実施方法	
実施日時	受付: 月～金/午前10時から午後4時 調停: 月～金/午前10時～午後4時
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、 弁護士1名の3名構成
解決までの標準期間	約6か月間
オンラインによる申込み	オンラインによる申込み受付はしていません。
オンライン調停	原則、オンライン調停は受付していません。
解決事例・相談事例等	
【解決事例】 ・意見の相違する境界につき合意をし、将来の紛争の予防として、その後の利用の方法を含めて合意した。 ・境界付近の越境している構造物の取扱いについて、協議・合意した。 ・その他、境界の位置に関する問題だけでなく、境界付近の構造物や建築物の利用に関する問題についてのトラブルを扱います。	
その他特記事項等	
その他詳細な情報については、当会のホームページや欄外URLを御覧ください。	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0082.html>)を御覧ください。

認定ADR機関の基本情報

事業者名	香川県行政書士会
住所	香川県高松市林町2217番地15 香川産業頭脳化センター4階407号
名称	行政書士ADRセンター香川
	TEL: 087-867-3722 E-mail: adr@k-gyosei.net URL: https://www.k-adr.net/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【生活環境関係】外国人の職場環境等、愛護動物、敷金返還等に関する紛争
 【交通事故関係】自転車事故に関する紛争
 ※ 香川県内で生じた紛争に対応します。

アピールポイント

- ・紛争分野について専門的知見を持った行政書士が、調停人を務めます。
- ・御希望に応じ、女性の相談には女性の相談員が対応するなど、相談体制にも配慮します。
- ・調停申込前に、調停手続に関する説明(事前相談)を無料で行います。
- ・土曜日、日曜日でも事前相談を受け付けています。
- ・当事者が希望する場所で手続を実施することができます。
- ・相手方が話し合いに応じない場合、期日手数料は返還します。

手数料

申請手数料	10,000円(税込)
期日手数料	20,000円(税込)
成立手数料	なし
その他	上記の他、参考人からの意見聴取に関する費用等があります。

実施方法

実施日時	電話受付:火、木/午前10時～午後4時 調停:土/午後1時～午後4時
手続実施者の構成	原則として、行政書士1名
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

- 【想定事例】
- ・外国人の職場環境・教育環境に関するトラブル
 - ・自転車事故に関するトラブル
 - ・愛護動物(ペットその他の動物)に関するトラブル
 - ・居住用賃貸借物件に関する敷金返還または原状回復に関するトラブル

その他特記事項等

香川県行政書士会ホームページ
<https://www.k-gyosei.net>

行政書士ADRセンター香川ホームページ
<https://www.k-adr.net/>



・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0135.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	愛媛県社会保険労務士会
住所	愛媛県松山市萱町4丁目6番地3
名称	社労士会労働紛争解決センター愛媛
	TEL: 089-907-4864
	E-mail: ehime4@ehime-sr.or.jp
	URL: www.ehime-sr.or.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【労働関係】労働関係紛争
 (解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境)
 ※ 愛媛県のみ対応可能

アピールポイント

- ・ 当センターは、平成23年の認証取得以降、受理件数の総数は15件、うち和解成立は6件の実績があります。
- ・ 御希望に応じ、女性の相談には女性の相談員が対応するなど、相談体制にも配慮します。
- ・ 場合によっては出張相談に応じますので、遠隔地の方も御利用可能です。
- ・ あっせんは夜間(午後8時まで)、土曜日(第1土曜日)も行っています。
- ・ 2023年3月31日まで申立費用は無料となっています。

手数料

申請手数料	申立費用11,000円(税込) ただし2023年3月31日まで無料
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

実施日時	水、木/午前10時～午後8時又は第1土/午前10時～午後5時
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名
解決までの標準期間	約1か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】

- ・ 会社の配慮のない対応により精神的苦痛を被り職場復帰できなくなった。損害賠償金60万円と謝罪文書を求める。(和解金40万円で和解)
- ・ 経営状態を理由に整理解雇されたのは納得がいかない。不当解雇による精神的苦痛に対する補償として給与12か月分と100万円の補償を求める。(和解金100万円で和解)

その他特記事項等

	受案件数	終了件数	終了件数の事由の別		
			①和解成立	②相手方の不応諾	③その他
令和2年度	2	2	0	0	2
平成30年度	1	1	1	0	0
平成29年度	1	1	1	0	0

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0085.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	愛媛県土地家屋調査士会
住所	愛媛県松山市南江戸一丁目4番14号
名称	境界問題相談センター愛媛
	TEL: 0120-24-1103、089-943-6785
	E-mail: ehime@kyokail10.jp
	URL: http://www.kyokail10.jp

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争
 原則、愛媛県のみ対応可能(他県の場合、他県のセンターを紹介します。)

アピールポイント

- ・ 境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」が協力して、専門家の立場から皆様の御相談に応じ、公正・迅速・円満な形でトラブルの解決を目指すようお手伝いします。
- ・ 当センターでは、毎月県下3か所において、無料で受付面談手続(事前相談)を実施しています。受付面談手続では、土地家屋調査士が相談者のお話をお聴きし、論点を整理し、最適な問題の解決方法を御提案します。また、案件が当センターの扱うもの以外であるなどの場合は、他の相談機関を紹介します。

手数料

申請手数料	20,000円(税込)
期日手数料	10,000円(税込)
成立手数料	200,000円(税込)より
その他	上記のほか、調査・測量・境界鑑定費用、閲覧・複写手数料等をいただく場合があります。

実施方法

実施日時	午前9時～午後4時(祝祭日・12月29～1月3日及び調査士会で定める日は除く)
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名による3名構成を原則
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

隣地所有者との土地の境界に関するトラブルにおいて、両当事者が境界を合意の上確認し、和解契約書を作成した。
 双方現地立会の下、境界標識を設置した。
 新たに設置するブロック塀の費用負担についても、双方合意の上和解契約書に条項記載し、和解合意が成された。

その他特記事項等

隣地所有者との土地の境界に関するトラブルを、ご相談者の事案に合わせて、数ある紛争解決手続きから最も適していると考えられるものを一緒に考えていく受付面談を無料で実施しています。
 まずはお気軽にお問い合わせください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	高知県社会保険労務士会
住所	高知県高知市棧橋通2丁目8-20 モリタビル2F
名称	社労士会労働紛争解決センター高知 TEL: 088-833-1151 E-mail: sr-kochi@nifty.com URL: http://sr-kochi.com

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【労働関係】労働関係紛争
 (解雇・賃金・ハラスメント)
 ※事業所の所在地が高知県内の場合のみ対応可能)

アピールポイント

- ・特定社会保険労務士が、労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働紛争を「あっせん」という手続により、迅速、簡易、廉価に解決します。
- ・令和4年12月31日までは、申立手数料は無料となっています。

手数料

申請手数料	11,000円(消費税1,000円)ただし、令和4年12月31日まで無料
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

実施日時	毎週土曜日/午前10時から午後8時の希望する時間
手続実施者の構成	特定社会保険労務士3名構成を原則
解決までの標準期間	約1か月間
オンラインによる申込み	実施していない
オンライン調停	実施していない

解決事例・相談事例等

- 【想定事例】
- ・解雇に関する個々の労働者と事業主とのトラブル
 - ・賃金に関する個々の労働者と事業主とのトラブル

その他特記事項等

毎月第2・第4水曜日13:00～16:00無料相談をお受けしております。
 事前にお電話で御予約をお願いします。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	高知県土地家屋調査士会
住所	高知市越前町2丁目7番11号
名称	境界問題ADRセンターこうち
	TEL: 088-875-8477
	E-mail: center@k-chosashi.or.jp
	URL: http://www.k-chosashi.or.jp/center

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

高知県内の土地の境界に関する紛争及びこれに起因する民事に関する紛争

アピールポイント

- ・当センターは、土地境界の専門家である土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士が一緒にお話をお聴きし、紛争解決のお手伝いをいたします。
- ・当センターの解決手続は、当事者双方が納得できる解決方法を見出すことを目的としています。
- ・当センターは、問題の解決にあたり、常に公正で中立の立場を守ります。

手数料

申請手数料	5,500円
期日手数料	44,000円
成立手数料	44,000円
その他	上記の他、測量費用等が必要となる場合があります。

実施方法

実施日時	月～金(午前9時～午後4時)
手続実施者の構成	弁護士1名、土地家屋調査士1名
解決までの標準期間	約6か月間
オンラインによる申込み	実施なし
オンライン調停	実施なし

解決事例・相談事例等

- ・地籍調査事業において筆界未定地として処理された土地の境界に関する相談
- ・境界が明確でなかったことを原因とする樹木の伐採によるトラブル。当センターでの話し合いにより、新たな境界杭を設置し和解した。

その他特記事項等

当センターでは、事前の面談において十分時間を取って事案内容の聴取をおこなっており、当センター以外での問題解決方法についてのご説明もいたしますので、お気軽にご相談下さい。

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0081.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報					
事業者名	福岡県弁護士会				
住所	福岡県福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル2階				
名称	福岡県弁護士会紛争解決センター（天神弁護士センター）				
	TEL: 092-741-3208				
	E-mail: info@fben.jp				
	URL: https://fben.jp/				
取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）					
【民事一般】民事に関する紛争（全般） 交通事故・医療事故などを原因とする損害賠償請求、売掛金や請負代金の支払を求める一般民事事件、残業代の支払や解雇の無効を求める労働事件、離婚や養育費を求める家事事件など					
【ハーグ条約対応ADR】国境を超えた日本への子の連れ去り等が発生した場合に子の返還又は面会交流を求める事件					
【対応可能地域】全国の紛争に対応可能ですが、手続は原則として福岡県内の3箇所の紛争解決センター（天神、北九州、久留米）で実施。現地への出張等は要相談。ハーグ条約対応ADRについてはインターネットビデオ通話システム又は電話を利用可能。					
アピールポイント					
1 弁護士による解決 様々な紛争解決について経験豊富な弁護士があっせん人となるので、迅速かつ合理的な解決を期待できます。					
2 取り扱う紛争に制限はありません。 上記のような法的紛争はもちろん、単に謝罪や説明を求めるなどの申立ても広く受け付けます。					
3 柔軟な手続 事案により、開催時間や場所について柔軟に対応します。					
手数料					
申請手数料	11,000円（税込）				
期日手数料	なし				
成立手数料	（解決額100万以下8.8%、100万円超300万円以下5.5%+3万3,000円、300万円超3,000万円以下1.1%+16万5,000円、3,000万円超0.55%+33万円）（税込）				
その他	上記のほか、必要に応じ、現地調査費用、専門委員意見書作成費用等がある。ハーグ条約対応ADRは原則費用負担なし。				
実施方法					
実施日時	原則として月曜日から金曜日の午前10時から午後5時までの間に実施（ただし、受付業務は毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで）				
手続実施者の構成	原則として弁護士1名。医療ADRは原則として弁護士3名。ハーグ条約対応ADRは原則として弁護士2名。必要に応じて建築士、医師等専門委員を選任。				
解決までの標準期間	3か月				
オンラインによる申込み	なし（ただし、ハーグ条約対応ADRは可能）				
オンライン調停	実施に向けて準備中（ただし、ハーグ条約対応ADRは可能）				
解決事例・相談事例等					
【解決事例】 《損害賠償》ペットホテルに愛犬を預けたところ、ホテルの不注意で愛犬が道路に飛び出して、交通事故に遭ったとして申立てがされ、ホテルが相当額の賠償金を支払う旨の和解が成立した事例。 《医療》腹痛を訴えて病院で検査を受けたものの、診察ミスでガンの発見が遅れ、適切な時期に適切な治療を受ける機会を不当に奪われたとして申立てがされ、病院が相当額の慰謝料を支払う旨の和解が成立した事例。 《夫婦関係》夫婦間において離婚の協議を行ったものの、妻が、離婚の条件として種々の名目で金銭の支払いを要求してきたため、夫から、金銭の支払義務がないとして申立てがされ、夫婦間において、一切金銭の支払をしないで離婚する旨の和解が成立した事例。なお、離婚することについて和解が成立しなかったものの、その後、本来であれば必要な離婚調停手続を経ることなく、直ちに離婚裁判を提起することができた事例もあります（ADR法27条）。 《建築》住宅の建築工事について、注文者が工事内容に満足せず、建築業者に対して、請負代金の返還を求めたため、建築業者から、完成した建物には瑕疵はないとして申立てがされ、建築業者が瑕疵を一部認める旨の和解が成立した事例。 《ハーグ条約対応ADR》子との面会交流について和解が成立した事例。					
過去3か年の取扱件数（※以下の件数は、天神・北九州・久留米の各センターの総数です。）					
	受理件数	終了件数	終了件数の事由の別		
			①和解成立	②相手方の不応諾	③その他
令和2年度	30	30	12	14	4
令和元年度	26	26	11	11	4
平成30年度	28	22	8	4	10

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0094.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	福岡県弁護士会
住所	福岡県北九州市小倉北区金田1-4-2
名称	福岡県弁護士会紛争解決センター（北九州センター）
	TEL: 093-561-0360
	E-mail: info@fben.jp
	URL: https://fben.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】民事に関する紛争(全般)～交通事故・医療事故などを原因とする損害賠償請求、売掛金や請負代金の支払を求める一般民事事件、残業代の支払や解雇の無効を求める労働事件、離婚や養育費を求める家事事件など

【対応可能地域】全国の紛争に対応可能ですが、手続は原則として福岡県内の3箇所の紛争解決センター(天神、北九州、久留米)で実施。現地への出張等は要相談。

アピールポイント

- 1 弁護士による解決
様々な紛争解決について経験豊富な弁護士があっせん人となるので、迅速かつ合理的な解決を期待できます。
- 2 取り扱う紛争に制限はありません。
上記のような法的紛争はもちろん、単に謝罪や説明を求めるなどの申立でも広く受け付けます。
- 3 柔軟な手続
事案により、開催時間や場所について柔軟に対応します。

手数料

申請手数料	11,000円(税込)
期日手数料	なし
成立手数料	(解決額100万以下8.8%、100万円超300万円以下5.5%+3万3,000円、300万円超3,000万円以下1.1%+16万5,000円、3,000万円超0.55%+33万円)(税込)
その他	上記のほか、必要に応じ、現地調査費用、専門委員意見書作成費用等がある。

実施方法

実施日時	原則として月曜日から金曜日の午前10時から午後5時までの間に実施(ただし、受付業務は毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで)
手続実施者の構成	原則として弁護士1名。医療ADRは原則として弁護士3名。必要に応じて建築士、医師等専門委員を選任。
解決までの標準期間	3か月
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	実施に向けて準備中

解決事例・相談事例等
【解決事例】

《損害賠償》ペットホテルに愛犬を預けたところ、ホテルの不注意で愛犬が道路に飛び出して、交通事故に遭ったとして申立てがされ、ホテルが相当額の賠償金を支払う旨の和解が成立した事例。

《医療》腹痛を訴えて病院で検査を受けたものの、診察ミスでガンの発見が遅れ、適切な時期に適切な治療を受ける機会を不当に奪われたとして申立てがされ、病院が相当額の慰謝料を支払う旨の和解が成立した事例。

《夫婦関係》夫婦間において離婚の協議を行ったものの、妻が、離婚の条件として種々の名目で金銭の支払いを要求してきたため、夫から、金銭の支払義務がないとして申立てがされ、夫婦間において、一切金銭の支払をしないで離婚する旨の和解が成立した事例。なお、離婚することについて和解が成立しなかったものの、その後、本来であれば必要な離婚調停手続を経ることなく、直ちに離婚裁判を提起することができた事例もあります(ADR法27条)。

《建築》住宅の建築工事について、注文者が工事内容に満足せず、建築業者に対して、請負代金の返還を求めたため、建築業者から、完成した建物には瑕疵はないとして申立てがされ、建築業者が瑕疵を一部認める旨の和解が成立した事例。

過去3か年の取扱件数（※以下の件数は、天神・北九州・久留米の各センターの総数です。）

	受理件数	終了件数	終了件数の事由の別		
			①和解成立	②相手方の不応諾	③その他
令和2年度	30	30	12	14	4
令和元年度	26	26	11	11	4
平成30年度	28	22	8	4	10

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0094.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	福岡県弁護士会
住所	福岡県久留米市篠山町11番地5
名称	福岡県弁護士会紛争解決センター（久留米センター）
	TEL: 0942-30-0144 E-mail: info@fben.jp URL: https://fben.jp/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（全般）～ 交通事故・医療事故などを原因とする損害賠償請求、売掛金や請負代金の支払を求める一般民事事件、残業代の支払や解雇の無効を求める労働事件、離婚や養育費を求める家事事件など

【対応可能地域】全国の紛争に対応可能ですが、手続は原則として福岡県内の3箇所の紛争解決センター（天神、北九州、久留米）で実施。現地への出張等は要相談。

アピールポイント

- 1 弁護士による解決
様々な紛争解決について経験豊富な弁護士がアッセン人となるので、迅速かつ合理的な解決を期待できます。
- 2 取り扱う紛争に制限はありません。
上記のような法的紛争はもちろん、単に謝罪や説明を求めるなどの申立ても広く受け付けます。
- 3 柔軟な手続
事案により、開催時間や場所について柔軟に対応します。

手数料

申請手数料	11,000円（税込）
期日手数料	なし
成立手数料	（解決額100万以下8.8%、100万円超300万円以下5.5%+3万3,000円、300万円超3,000万円以下1.1%+16万5,000円、3,000万円超0.55%+33万円）（税込）
その他	上記のほか、必要に応じ、現地調査費用、専門委員意見書作成費用等がある。

実施方法

実施日時	原則として月曜日から金曜日の午前10時から午後5時までの間に実施（ただし、受付業務は毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで）
手続実施者の構成	原則として弁護士1名。医療ADRは原則として弁護士3名。必要に応じて建築士、医師等専門委員を選任。
解決までの標準期間	3か月
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	実施に向けて準備中

解決事例・相談事例等

【解決事例】

《損害賠償》ペットホテルに愛犬を預けたところ、ホテルの不注意で愛犬が道路に飛び出して、交通事故に遭ったとして申立てがされ、ホテルが相当額の賠償金を支払う旨の和解が成立した事例。

《医療》腹痛を訴えて病院で検査を受けたものの、診察ミスでガンの発見が遅れ、適切な時期に適切な治療を受ける機会を不当に奪われたとして申立てがされ、病院が相当額の慰謝料を支払う旨の和解が成立した事例。

《夫婦関係》夫婦間において離婚の協議を行ったものの、妻が、離婚の条件として種々の名目で金銭の支払を要求してきたため、夫から、金銭の支払義務がないとして申立てがされ、夫婦間において、一切金銭の支払いをしないので離婚する旨の和解が成立した事例。なお、離婚することについて和解が成立しなかったものの、その後、本来であれば必要な離婚調停手続を経ることなく、直ちに離婚裁判を提起することができた事例もあります（ADR法27条）。

《建築》住宅の建築工事について、注文者が工事内容に満足せず、建築業者に対して、請負代金の返還を求めたため、建築業者から、完成した建物には瑕疵はないとして申立てがされ、建築業者が瑕疵の一部認める旨の和解が成立した事例。

過去3か年の取扱件数（※以下の件数は、天神・北九州・久留米の各センターの総数です。）

	受理件数	終了件数	終了件数の事由の別		
			①和解成立	②相手方の不応諾	③その他
令和2年度	30	30	12	14	4
令和元年度	26	26	11	11	4
平成30年度	28	22	8	4	10

・詳細は、こちら（<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0094.html>）を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	福岡県司法書士会
住所	福岡市中央区舞鶴3丁目2番23号
名称	福岡県司法書士会ADRセンター TEL: 092-741-0530 E-mail: mail@adr.fukuokashihoushoshi.net URL: https://www.fukuokashihoushoshi.net/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【民事一般】民事に関する紛争(全般)
 ～ 相隣関係トラブル・金銭トラブル・相続に関するトラブル・離婚に関するトラブルなど ～
 調停手続実施者が出張し、福岡県及び周辺地域で対応が可能です。
 ※交通費や宿泊費は当事者負担となります。

アピールポイント

当センターでは、自主交渉援助型調停により、
 以下の特徴を持った紛争の解決のお手伝いをしています。

- ・専門的なトレーニングを受けた調停人により、紛争の当事者同士の話し合いの過程を重視し、主として法的判断による解決ではない、当事者の本音の部分で満足できる解決を目指します。
- ・調停人は、当事者の自主的・主体的な解決を促しますので、当事者間の将来的な関係性の維持が期待できます。
- ・御希望により夜間、土日やセンター以外の場所での調停開催にも対応できます。

手数料

申請手数料	2023年3月31日まで金9,000円(うち郵送実費3,000円)
期日手数料	2023年3月31日まで無料
成立手数料	2023年3月31日まで金2万円。
その他	上記のほか、センター以外での開催の場合(いずれも予納) ・調停手続実施者の交通費・宿泊費及び当該場所の会場借料その他実費

実施方法

実施日時	原則として平日の午前10時から午後4時まで(祝祭日を除く)※調停期日については調整可能□
手続実施者の構成	センターの定める一定の研修を受講した認定司法書士 (司法書士法第3条第2項に規定する司法書士)1名～2名
解決までの標準期間	2か月～3か月
オンラインによる申込み	対応可能
オンライン調停	現在は対応していません

解決事例・相談事例等

- 【解決事例】
- ・離婚に伴う親権並びに住宅ローンの負担、養育費の支払方法の取決めを行った。
 - ・賃貸アパートの退去時の精算費用について、管理会社との間で和解が成立した。
 - ・夫婦間の婚姻費用の負担方法の確認、共同生活に関する取り決めを行った。

その他特記事項等



認証ADR機関の基本情報

事業者名	日本知的財産仲裁センター
住所	福岡県福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル2階 天神弁護士センター内
名称	日本知的財産仲裁センター(JIPAC) 九州支所 TEL: 092-741-3208 E-mail: URL: https://www.ip-adr.gr.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【知的財産関係】知的財産に関する紛争(特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・知的財産一般)

アピールポイント

- ・当センターは、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。
- ・調停人・仲裁人は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成され、それぞれの専門知識と経験を活かして、公平中立な立場で、非公開手続により、迅速かつ合理的に紛争を解決します。
- ・調停及び仲裁の申立てや相談等は、東京本部以外にも、関西支部、名古屋支部、北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所、九州支所でも受け付けています。

手数料

申請手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※申請人のみ負担
期日手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※各自負担
成立手数料	和解契約書作成手数料157,143円(税込)／仲裁判断書作成手数料220,000円(税込) ※各自負担
その他	調査等のため格別の実費が発生する場合、その実費

実施方法

実施日時	月曜日から金曜日(祝祭日を除く)午前10時から正午まで 午後1時から午後4時まで 北海道支所のみ午前9時から午後4時まで/中国支所のみ火曜休業
手続実施者の構成	弁護士、弁理士、学識経験者のうち2名又は3名構成
解決までの標準期間	約6か月
オンラインによる申込み	オンラインによるお申込みはできません。
オンライン調停	可能です。

解決事例・相談事例等

【解決事例】事例5:特許権侵害事件(<https://www.ip-adr.gr.jp/case/>より)

- 《1》背景 機構に特徴を有する製品について特許権を有するX社は、Y社に対し、その製品の製造販売はX社の特許権侵害であるとしてその製造販売の差止めと損害の賠償を求めた。しかし、Y社はその製品がX社の特許発明の技術的範囲に属しないと主張し、話し合いは決着しなかった。そこで、X社は調停を申し立てた。
- 《2》申立の趣旨 Y社に、X社の特許権を侵害する製品の製造販売の中止と、過去の実施について適正な実施料の支払を求める。
- 《3》被申立人の主張 Y社は、X社の特許発明を実施しておらず、その特許権を侵害するものではない。
- 《4》争点 特許請求の範囲の製造方法による物の特定は、Y社製品が技術的範囲に属するか否かの判断に影響を与えるか否か。
- 《5》結論 相互に譲歩することにより円満な解決が得られた。
- 《6》本事例の特徴 調停人の判断が双方に尊重され、双方の譲歩により事件が解決された例です。訴訟で争うよりは時間、費用の面で利益があったものと思われる。

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当センターホームページや欄外URLを御覧ください。

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0119.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	福岡県社会保険労務士会
住所	福岡県福岡市博多区博多駅東2-5-28
名称	社労士会労働紛争解決センター福岡 TEL: 092-414-4864 E-mail: fukuoka@sr-fukuoka.or.jp URL: https://www.sr-fukuoka.or.jp

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

紛争の分野: 労働関係紛争
 対応可能地域: 事業所の所在地が福岡県内の場合のみ対応可能

アピールポイント

当センターはあっせん制度の特性を踏まえ、労使トラブルを迅速・安価・簡便に解決します。あっせんは経験豊富な社労士委員2名、弁護士委員1名で行い公平中立の立場で和解案を提示することを原則としており、和解率の高さも特徴の一つです。申立費用は1,100円(税込)と安価で、原則として申請日より30日以内にあっせんを開催します。労使トラブルで感情的に対立する使用者・労働者に話し合いの場を提供する制度ですので、気軽に利用することができます。

手数料

申請手数料	1,100円(税込)
期日手数料	0円
成立手数料	0円
その他	なし

実施方法

実施日時	祝日及び12月29日から1月3日の間を除く
手続実施者の構成	特定社会保険労務士・弁護士
解決までの標準期間	1か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

・[申立人: 事業主]被申立人は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言を受け時短勤務となった後に子の保育園休園のため休業したいことを申立人へ連絡した後から会社に出勤しなくなった。申立人は就業の意志を確認する連絡をしたが回答が無かったため退職の手続きを取ったところ、解雇権の濫用として金銭(昇給分の未払い賃金を含む)の支払請求が申立人に届いた。申立人はその内容に納得がいかなかったため公の場で話し合いたいとあっせん申立てを行った。結果は解決金として給与差額分を含めた金銭を支払い、被申立人は退職することで和解となった。

その他特記事項等

◆あなたの職場のトラブル あっせん申立てしてみませんか？◆
 <親切> 社労士等、専門のあっせん委員が親身になって解決へ導きます。
 <迅速> 原則として1回の手続でトラブルを解決します。
 <円満> 裁判のように「勝った」「負けた」というような関係を作り出さない手続です。
 詳しくは専用サイトを御覧ください。 <https://www.sr-fukuoka.or.jp/dispute/>

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0038.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	特定非営利活動法人 福岡マンション管理組合連合会
住所	福岡市中央区大名二丁目8番18号
名称	福岡マンション管理組合連合会 マンション問題解決センター TEL: 092-752-1555 E-mail: fukukan@fukukan.net URL: http://www.fukukan.net
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【生活環境関係】マンションに関する紛争(調停は当会事務所内で行います。) ・ 分譲マンションの管理、建替又は不具合に関して生じた紛争 ・ その他マンションに関する民事上の紛争 ※家事に関する紛争及び労働関係に関する紛争を除く	
アピールポイント	
・ マンション問題に詳しい弁護士やマンションの構造等に詳しい一級建築士が対応するため専門的見地からの解決(和解)が望めます。 ・ 分譲マンションにおけるハード面(建物本体)からソフト面(管理運営等)までの民事上の紛争について、マンション問題のワンストップ相談機関として対応可能です。	
手数料	
申請手数料	10,000円 被申立人が不応諾の場合には、5,000円返却
期日手数料	申立人から5,000円 被申立人から5,000円 合計10,000円
成立手数料	和解成立金額に応じて2%～5%
その他	現地調査等が必要な場合は実費精算
実施方法	
実施日時	土、日、祭日を除く日 10時から17時
手続実施者の構成	弁護士、一級建築士を基本として必要な場合はマンション管理士を加える
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	対応不可
オンライン調停	対応不可
解決事例・相談事例等	
① 管理組合として共用部分工事等の瑕疵についての紛争解決(管理組合、施工業者) ② 組合員同士の生活騒音等ルール・マナーの紛争解決 ③ 管理組合(理事会)として、居住者に対するルール遵守の紛争解決等	
その他特記事項等	
当法人はマンション問題すべてのワンストップ相談機関としても活動しております(マンション110番)。 まずは御相談ください。	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0023.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	福岡県行政書士会
住所	福岡県福岡市博多区東公園2番31号
名称	行政書士ADRセンター福岡
	TEL: 092-641-2501
	E-mail:
	URL: https://gyosei-fukuoka.or.jp/adr/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

紛争の分野	外国人の職場環境に関する紛争 外国人の教育環境に関する紛争 自転車事故に関する紛争 愛護動物に関する紛争
対応可能地域	福岡県内

アピールポイント

愛護動物に関する紛争の分野において、当センターは、相談窓口が見つからず困っている方々の受け皿となっています。センター設立以降、ペットを譲渡する際のトラブルやペットホテル利用時のトラブルなど、多岐にわたる内容の御相談、問合せをいただいています。この分野では、現在まで多数御相談をいただき、うち1件で当事者の和解が成立しています。

当センターでは、専門的な研修を受けた調停人(行政書士)が関与しながら当事者同士の対話を促進し、紛争を解決する調停を行います。この方法の調停により、法的な解決が難しい場合であっても、当事者が互いに納得する実質的な解決を導くことができます。

手数料

申請手数料	3,000円(税込)
期日手数料	5,000円(税込)※第1回期日手数料は申込人負担、第2回以降は当事者が均等に負担します。
成立手数料	不要
その他	ADRセンターが指定した場所以外で調停手続を実施する場合の調停人出張手当、交通費及び宿泊費(原則として当事者が均等に負担します。)

実施方法

実施日時	月～金／午前10時～午後4時(但し、祝日、休日、年末・年始・夏季休暇は休み)
手続実施者の構成	行政書士1名(必要に応じ、弁護士1名が関与)
解決までの標準期間	約3カ月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

- 解決事例 ・ペットの譲渡をめぐる紛争(当事者間で感情のもつれがあり、法的紛争解決になじまないもの)
- 相談事例 ・ペットホテル利用に伴うトラブル
 ・ペットの譲渡をめぐる、新しい飼い主とのトラブル
 ・ペットの飼育放棄に伴うトラブル
 ・共同住宅でのペット飼育に伴うトラブル
 ・動物病院での診療上のトラブル
 ・飼い主と近隣住民とのトラブル

その他特記事項等

行政書士ADRセンター福岡

お気軽にお電話にてお問い合わせください

092-641-2501

ホームページは
こちらです！⇒



・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0158.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	福岡県土地家屋調査士会
住所	福岡市中央区舞鶴3丁目3番4号 ライフピア舞鶴201号
名称	境界問題解決センターふくおか TEL: 092-741-5780 E-mail: info@fukuoka-chousashi.or.jp URL: http://adr.fukuoka-chousashi.or.jp/
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【生活環境関係】 土地の境界に関する紛争 【対応可能地域】 原則として福岡県内	
アピールポイント	
お隣りとの境界トラブルを【調停】で解決しませんか？ 調停なら非公開で当事者双方が納得するまでじっくり話し合うことができます。 境界の専門家の『土地家屋調査士』と法律の専門家の『弁護士』がサポートいたします。 まずは無料相談会にお越しください。 無料相談会は完全予約制です。下記の電話番号よりご予約下さい。 電話番号: 092-741-5780 (受付時間: 10時～12時、13時～16時)	
手数料	
申請手数料	44,000円(税込) 第1回目の期日費用を含む
期日手数料	33,000円(税込) 第2回目以降は当事者双方で負担
成立手数料	解決額の8%(最低77,000円・税込)
その他	調査・測量、鑑定費用(当事者双方負担)等は事前の見積による
実施方法	
実施日時	原則として平日10時～16時。1回の調停は2時間以内
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名・弁護士1名
解決までの標準期間	調停の標準回数は3回～5回。(当事者双方が納得するまで調停可能)
オンラインによる申込み	現在検討中
オンライン調停	現在検討中
解決事例・相談事例等	
土地の境界に関するトラブル	
その他特記事項等	
県内各地で無料相談会を実施しています。(完全予約制・相談時間30分) 電話番号: 092-741-5780 (受付時間: 10時～12時、13時～16時) 毎月第1金曜日(中央地区): ソラリアステージ6階 (西鉄ホール ホワイエ内) 毎月第2水曜日(北部地区): 福岡県土地家屋調査士会北九州支部 ※ 5月・8月・11月・2月は小倉井筒屋新館8階にて第2金曜日に実施 毎月第3水曜日(中央地区): 福岡県土地家屋調査士会 (ADR室) 毎月第4木曜日(南部地区): 久留米市役所6階 (広聴・相談課 面接室)	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0168.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	水田 耕二
住所	福岡県筑紫野市二日市北2丁目3番3-205号
名称	離婚と相続のADRセンター TEL: 092-921-9480 E-mail: info@seminar-fukuoka.com URL: https:// www.seminar-fukuoka.com

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

○相続に関する紛争 ○親族間の感情的対立や親などの財産の管理に関する紛争 ○婚姻関係の維持又は解消(養育費、財産分与や婚姻費用等の経済的紛争を含む)に関する紛争及び子の監護(監護者の指定、子の引き渡し、親権者の指定及び面会交流)に関する紛争(いずれも全国対応可)

アピールポイント

- 私たちは離婚と相続のトータルサポートを目指します。
- 離婚、婚姻費用、養育費、財産分与などは家族問題のスペシャリストが対応します。
- 遺産分割のトラブルは、相続を熟知した調停者が遺産分割協議書作成までお手伝いします。
- センターは、平日夜間や土、日曜日でも利用可。
- 遠方の当事者にはZoomを利用しての調停を行うことができます。
- 成立時の成功報酬は無く利用者の負担を少なくしています。
- 離婚合意書を公正証書で作成するサポートを提供しています。

手数料

申請手数料	11,000円(申立人及び相手方双方が支払う)(税込)
期日手数料	各回11,000円(申立人及び相手方双方が支払う)(税込)
成立手数料	離婚関係は不要 遺産分割の成立報酬は遺産額に応じて計算(事前見積可)
その他	不要

実施方法

実施日時	月曜から土曜 午前9時から午後8時
手続実施者の構成	元家庭裁判所調査官及び家事調停経験者並びに弁護士
解決までの標準期間	3か月
オンラインによる申込み	可能
オンライン調停	Zoom利用により可能

解決事例・相談事例等

＜夫婦の離婚問題＞

- ・ ADR調停の前にカウンセリング型相談を行い、夫婦間の修復サポートに力を入れています。
- ・ モラハラ等で対面調停をさけたい方には、Zoomを利用したサービスを始めました。
- ・ 離婚合意書をより確かなものにするため離婚公正証書の作成もお手伝いしています。

＜遺産分割の争い＞

- ・ 相続で遺産の分け方に争いのある方は遺産分割協議書の作成までサポートしています。

その他特記事項等



夫婦関係がうまくいかず、離婚や別居の悩みを抱えている方へ。私たちは、御相談されるお一人お一人の問題にしっかりと寄り添い、円満でスピード感をもって、解決のお手伝いをいたします。夫婦関係の修復から、離婚協議書の作成までよりよい解決と再スタートを全力でサポートします。また、兄弟や親族間で相続の遺産分割協議書の作成でお悩みの方もサポートしております。お気軽に御相談ください。



・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0166.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	佐賀県司法書士会
住所	佐賀県佐賀市川原町2番36号
名称	佐賀県司法書士会調停センター
	TEL: 0952-29-0626
	E-mail:
	URL: https://sagashiho.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限る。)
 ～お金の貸し借り、賃金の支払い、借家の賃料、損害賠償請求など、身近な法的
 紛争を広く扱います。
 ※佐賀県司法書士会館での手続に参加できる方であれば、地域的な利用要件はありません。

アピールポイント

民事に関する紛争について、認定を受けた司法書士が調停を実施します。
 近隣関係のトラブルや、身近な者同士での金銭のトラブルなど、人間関係を破壊せずに話
 合いによる解決をサポートします。

手数料

申請手数料	5,500円
期日手数料	11,000円
成立手数料	合意成立の価額に応じて、11,000円～33,000円
その他	手続実施記録の閲覧は550円／1回、謄本の請求は33円／1枚 各種証明書の発行は1,100円／1通

実施方法

実施日時	原則として平日午前9時から午後5時まで
手続実施者の構成	司法書士法第3条第2項に規定する司法書士(認定司法書士)
解決までの標準期間	2か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【想定事例】
 ・近隣関係におけるトラブル
 ・身近な者同士での金銭の貸し借りに関するトラブル など

その他特記事項等

申請手数料は、相手方が調停手続の利用を応諾しなかった場合は全額返還します。
 (振込による返還を御希望の場合は、振込手数料を差し引かせていただきます。)

認証ADR機関の基本情報

事業者名	佐賀県社会保険労務士会
住所	佐賀県佐賀市川原町8番27号
名称	社労士会労働紛争解決センター佐賀
	TEL: 0952-26-3946 E-mail: info@sr-saga.com URL: http://sr-saga.com

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

紛争の分野: 労使関係【解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境】

対応可能地域: 佐賀県内に申立人又は被申立人の住所(所在地)がある者 若しくは佐賀県内で発生した紛争に限る。

アピールポイント

- ・当センターは、労使間のトラブルを「あっせん」により解決するところです。
- ・当センターが行う「あっせん」は、労働問題の専門家である社会保険労務士と弁護士がトラブルの両当事者からその言い分を聴き、両当事者の互譲により納得できる「和解」を目指します。
- ・当センターが行う「あっせん」は、「平易な手続、短期間、安い費用」がモットーです。

手数料

申請手数料	1,100円ただし、令和5年3月31日までは無料予定(規定改定予定)
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	あっせん委員出張の場合、旅費等の負担があります。

実施方法

実施日時	毎週木曜日10:00～20:00、毎月第1・3土曜日13:00～18:00(原則)
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名、弁護士1名
解決までの標準期間	約1か月
オンラインによる申込み	無し
オンライン調停	無し

解決事例・相談事例等

【想定事例】

- ・解雇理由がはっきりしない不当解雇の取消し、慰謝料の請求
- ・残業手当の不払い等の賃金不払請求
- ・上司のいじめ、セクハラ等に対する防止並びに慰謝料の請求

その他特記事項等

佐賀県社労士会で毎週水曜日13:30～16:30に開設している「総合労働相談所」の相談員も「あっせん」に知見のある特定社労士が実施しておりますので、お気軽に御相談ください。

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0143.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	長崎県社会保険労務士会
住所	長崎県長崎市桶屋町50-1杉本ビル3階B
名称	社労士会労働紛争解決センター長崎 TEL: 095-821-4454 E-mail: info@sr-nagasaki.or.jp URL: http://www.sr-nagasaki.or.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

労働関係紛争
労務管理の専門家である特定社会保険労務士(あっせん委員)が、職場のトラブル(解雇、賃金問題等)の当事者(労働者・経営者)双方の言い分を聴き取り、話し合いにより簡易・迅速・安価に円満解決を図ります。※取り扱う紛争は長崎県内のものに限りします。

アピールポイント

あっせん申立手数料は無料です。(令和4年3月末まで)

手数料

申請手数料	無料
期日手数料	無料
成立手数料	無料
その他	詳細は長崎県社会保険労務士会にお問合せください。

実施方法

実施日時	原則として、木曜日・第2土曜日の10:00～20:00で希望する時間
手続実施者の構成	運営委員5名、あっせん委員4名
解決までの標準期間	受理決定から1か月で和解成立を目指します。
オンラインによる申込み	対応していません
オンライン調停	対応していません

解決事例・相談事例等

平成28年3月10日に、あっせん申立を1件受理。

その他特記事項等

その他詳細な情報については、当会のホームページや欄外URLを御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	熊本県司法書士会
住所	熊本県熊本市中央区大江4丁目4番34号
名称	熊本県司法書士会調停センター TEL: 096-364-2889 E-mail: kumass@kumashi.jp URL: http://www.kumashi.jp/index.php
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
・紛争の分野 【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限る。) 不動産関係・貸金・債務関係、交通事故(物損)関係を中心に法的紛争を広く扱う。 ・対応可能地域 熊本県内全域	
アピールポイント	
・当センターは、平成21年の認証取得以降、貸金、建物賃貸借、損害賠償等のトラブルに関する申立を受理しております。近年の和解成立に関しては、約30%の成立実績があり、経験・実績が豊富な調停センターです。 ・男性、女性、壮年、若年など様々な調停人を豊富にそろえております。 ・ご希望に応じ、土曜日や日祝日の調停、遠隔地の利用も可能となっております。	
手数料	
申請手数料	11,000円 (消費税含)
期日手数料	11,000円 (消費税含)
成立手数料	16,500円 ~ 55,000円 (消費税含)
その他	
実施方法	
実施日時	毎日、午前9時～午後5時
手続実施者の構成	司法書士1名～2名
解決までの標準期間	約2か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	(法務省へ規則等変更の申請中のため、認証後に可能となります)
解決事例・相談事例等	
【解決事例】 ・金銭の貸し借りに関するトラブル ・建物家賃賃料未払いトラブル	【想定事例】 ・近隣トラブル ・解体、リフォームに関するトラブル
その他特記事項等	
 熊本県司法書士会調停センター	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0040.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	熊本県社会保険労務士会
住所	熊本県熊本市中央区細工町4丁目30-1扇寿ビル5F
名称	社労士会労働紛争解決センター熊本 TEL: 096-324-1124 E-mail: kaiketsu-center@sr-kumamoto.or.jp URL: http://www.sr-kumamoto.or.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【労働関係】(解雇・懲戒処分、労働条件不利益変更、配置転換・出向、ハラスメント、育児介護休業、その他職場の紛争全般)
 対応可能地域: 熊本県内で発生した紛争若しくは被申立人の住所地が熊本県内にあるもの

アピールポイント

- ・利用者の利便性を考慮して、土曜日や夜間でもあっせんを開催できるようにしています。
- ・申立てしやすいように、解決金が支払われた場合のみ、手続費用をいただくことにしています。

手数料

申請手数料	なし
期日手数料	なし
成立手数料	解決金が支払われた場合のみ解決金の2%
その他	なし

実施方法

実施日時	毎週水曜日と毎月第2土曜日の午前10時～午後8時
手続実施者の構成	社会保険労務士2名、弁護士1名
解決までの標準期間	約1.5か月
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	なし

解決事例・相談事例等

- 【解決事例】
- ・退職勧奨によるトラブル
 - ・セクシャルハラスメントによるトラブル

その他特記事項等

詳細は、熊本県社会保険労務士会のホームページをご確認ください
<http://www.sr-kumamoto.or.jp/menu-3>

認証ADR機関の基本情報

事業者名	大分県司法書士会
住所	大分県大分市城崎町二丁目3番10号
名称	大分県司法書士会調停センター TEL: (097) 532-7579 E-mail: LEM05417@nifty.ne.jp URL: https://oitashihoushoshi.com

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

(紛争の分野)【民事一般】

- ① 司法書士法第3条第1項第7号に規定する紛争(民事紛争であって紛争の目的の価額が140万円を超えないもの)。
 - ② 紛争の目的の価額が140万円を超える民事紛争であって登記手続への協力を求めることを目的とするもの。
 - ③ 家事・相続に関する紛争であって登記手続への協力を求めることを目的とするもの。
- (対応可能地域) 大分県内のみ対応可能

アピールポイント

司法書士(認定司法書士であり、センターの定める研修を受講したもの)及び弁護士が、手続実施者を務め調停を実施します。
ただし、事案によっては司法書士のみが手続実施者を務める場合があります。
調停は、土曜、日曜及び祝祭日を含む午前10時から午後7時まで行うことができます。

手数料

申請手数料	5,500円(税込) ※申立てが不受理となったときは、実費を差し引いて返還します。
期日手数料	期日1回につき、11,000円(税込) ※第1回期日は申立人の負担、第2回以降は折半又は当事者間で合意した負担割合によります。
成立手数料	合意成立の価額に応じて22,000～110,000円(税込)
その他	上記のほか、必要に応じて調査費用、閲覧手数料等があります。

実施方法

実施日時	申請は、毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで(祝祭日を除く)。 調停は、土曜、日曜及び祝祭日を含む午前10時から午後7時まで行うことができます。
手続実施者の構成	司法書士及び弁護士(ただし、事案によっては司法書士のみが手続実施者を務める場合があります。)
解決までの標準期間	2か月から3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【想定事例】

遺産分割協議、近隣トラブル、金銭の貸し借りに関するトラブル、賃貸トラブルほか

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当会ホームページや欄外URLを御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	宮崎県司法書士会
住所	宮崎市旭一丁目8番39-1号
名称	宮崎県司法書士会調停センター TEL: 0985-28-8538 E-mail: jdy00321@nifty.com URL: http://www.miyashoshi.net/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

(民事一般) 民事に関する紛争(紛争の目的の価額が140万円以下のものに限る。)
 (対応可能地域) 原則として当事者が宮崎県内在住であること

アピールポイント

当センターでは、実務経験5年以上・簡易裁判所代理業務認定を受けた司法書士が、研修を受けて手続実施者となります。
 法律実務家の専門的な知見・経験をいかした調停手続が実施できます。

手数料

申請手数料	5,500円(税込)
期日手数料	11,000円(税込)
成立手数料	合意成立の価額が 50万円未満は22,000円 50万円以上100万円未満は33,000円 100万円以上は55,000円 (いずれも税込)
その他	上記のほか、必要に応じて閲覧・謄写料等の実費がかかることがあります。

実施方法

実施日時	月～金/午前9時～午後5時(事情によっては応相談)
手続実施者の構成	司法書士2名
解決までの標準期間	申立てから終了まで3か月程度を想定
オンラインによる申込み	未対応
オンライン調停	未対応

解決事例・相談事例等

アパート退去時の清算費用に関しての御相談が多く見られます。
 貸主と借主間で合意が成立し、円満に解決できた事例もあります。

その他特記事項等

令和4年度は、お申立ての先着5件まで、上記の「申立手数料・期日手数料」を無料とするキャンペーンを実施します。

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0089.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	宮崎県社会保険労務士会
住所	宮崎県宮崎市大和町83番地2 鮫島ビル1階
名称	社労士会労働紛争解決センター宮崎
	TEL: 0985-20-8160 E-mail: miyaz-sr@circus.ocn.jp/ URL: http://www.sr-miyazaki.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【労働関係】労働関係紛争(解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境)可能。
宮崎県のみ対応

アピールポイント

- ・社会保険労務士会に併設させている総合労働相談所において、あっせん申し立て前に無料相談をすることができます。
- ・申立書の代筆も可能であり、申し立てしやすくなっています。
- ・労務管理の実態に精通した特定社会保険労務士があっせん委員を務めますので、円滑、迅速な解決が期待できます。
- ・事情により申し立て手数料の減免措置があります。
- ・特定社会保険労務士を申し立ての代理人として選任することができます。ただし、この場合は別途費用が発生します。

手数料

申請手数料	1,050円
期日手数料	
成立手数料	
その他	

実施方法

実施日時	月～金 9:00～17:00 (この時間外も応相談)
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名、弁護士1名の3名構成を原則とします。
解決までの標準期間	2か月
オンラインによる申込み	現時点では対応していません。
オンライン調停	現時点では対応していません。

解決事例・相談事例等

--

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当会ホームページや欄外URLを御覧ください。

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0088html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	宮崎県土地家屋調査士会
住所	宮崎県宮崎市旭二丁目2番2号
名称	境界問題相談センターみやざき
	TEL: 0985-78-0783
	E-mail: info@miyazaki-tc.net
	URL: https://miyazaki-tc.net/adr/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争対応可能地域:原則として宮崎県全域
 (その他隣接近隣の地域については対応可能な場合がありますので、ご相談ください。)

アピールポイント

調停手続きの申立に先立って、希望による「事前面談」(無料で行う紛争の内容整理と
 手続等の説明)を境界紛争地に近い場所で受けられます。
 また、他の解決制度の紹介等も行い、申立人がよりよい解決方法を選択できるよう支援
 いたします。

手数料

申請手数料	10,000円
期日手数料	20,000円
成立手数料	解決の価額による(50,000円～)
その他	

実施方法

実施日時	第1、第3水曜日
手続実施者の構成	弁護士、土地家屋調査士
解決までの標準期間	申立後、約6か月位を目安にしています
オンラインによる申込み	検討・準備を進めている。
オンライン調停	検討・準備を進めている。

解決事例・相談事例等

【想定事例】
 地籍調査の結果の筆界が現況と異なるトラブル。
 屋根・桶の越境及び隅切りの通行を互いに主張するトラブル。
 隣接地の所有者が境界を越えて工作物を作ったことによるトラブル。

その他特記事項等

法務局の筆界特定された後の境界標設置について、当センターの「簡易調停手続」にて
 対応可能です。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	鹿児島県司法書士会
住所	鹿児島市鴨池新町1番3号
名称	鹿児島県司法書士会調停センター TEL: 099-256-0335 E-mail: jdk05735@nifty.ne.jp URL: http://www.shihou-kagoshima.or.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限る。)
 鹿児島県のみ対応可能

アピールポイント

- ・事案に応じて、専門的な知識を有する司法書士が調停を実施します。
- ・特に、不動産賃貸借トラブルに関する調停に力を入れて取り組んでいます。
- ・調停の実施日時・場所は、可能な限り当事者の意向を尊重して開催します。
- ・令和5年3月31日までの間に申立書の提出を受けた事案については、期日手数料及び成立手数料は無料とします。また、申請手数料は申立時に納付していただきますが、相手方が応諾しない場合には、経費を控除した残金を返還します。

手数料

申請手数料	11,000円
期日手数料	11,000円
成立手数料	50万円未満 16,500円 50万円以上100万円未満 33,000円 100万円以上140万円以下 55,000円
その他	令和5年3月31日までの間に申立書の提出を受けた事案については、期日手数料及び成立手数料は無料とします。

実施方法

実施日時	平日午前9時～午後5時(祝祭日を除く)(この時間以外も応相談)
手続実施者の構成	司法書士1名又は2名
解決までの標準期間	2か月～3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

- ・賃貸借トラブル
- ・近隣トラブル
- ・請負代金請求

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当会ホームページや欄外URLを御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	鹿児島県社会保険労務士会
住所	鹿児島県鹿児島市下荒田三丁目44番18号 のせビル2階
名称	社労士会労働紛争解決センター鹿児島 TEL: 099-257-4827 E-mail: ksr@po.synapse.ne.jp URL: http://www.sr-kagoshima.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【労働関係】労働関係紛争
 (解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境)
 全国対応可能(ただし、手続場所は社労士会労働紛争解決センター鹿児島の本所のみ)

アピールポイント

・ADR法に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見と経験をいかして、個別労働紛争を「あっせん」という手続により、簡易、迅速、低廉に解決(和解の仲介)する機関です。
 ・相談は毎週火・木曜日の17:00～19:00及び毎月第3土曜日の13:00～17:00に受け付けています。

手数料

申請手数料	3,300円(消費税含む)※当分の間、徴収しない。
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

実施日時	毎週水曜日及び第2土曜日/10:00～20:00
手続実施者の構成	原則2名(特定社会保険労務士)、事案により弁護士
解決までの標準期間	約1か月間
オンラインによる申込み	対応なし
オンライン調停	対応なし

解決事例・相談事例等

【想定事例】
 ①退職・解雇等に関するトラブル②未払賃金等に関するトラブル③労働条件等に関するトラブル④パワハラ・セクハラ等に関するトラブルなどについて、双方の立場に立って、専門家の知見と経験により、円満解決を図ります。

その他特記事項等

社会保険労務士は国家資格者であり、信頼できるアドバイザーとして、お気軽に御相談ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	鹿児島県土地家屋調査士会
住所	鹿児島県鹿児島市鴨池新町1番3号
名称	境界問題相談センターかごしま TEL: 099-214-2958 E-mail: URL: http://www.kagoshima-chosashi.com
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
○土地の境界が明らかでないことを原因とする民事に関する紛争 (筆界特定手続により筆界が特定された土地の紛争を含む。) ○土地の所在の範囲は、原則として鹿児島県内とする。	
アピールポイント	
・ 筆界の専門家である土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士が協働して境界トラブルの解決のお手伝いをいたします。 ・ 調停の申立てを受けると、相手方が調停に応じていただけるように誠意を持って説明します。 ・ 相談・調停の内容については、関係者に守秘義務がありますので安心して話合いができます。 ・ 和解がなされた場合、杭等の設置を含め諸費用の負担割合も話合いで決めることができます。	
手数料	
申請手数料	相談費用22,000円(税込) 調停申立費用33,000円(税込)
期日手数料	2回目以降につき、原則当事者双方が各11,000円(税込)を負担
成立手数料	110,000円(税込)を原則当事者双方で均等に負担
その他	測量費用、出張費用については別途負担となります。
実施方法	
実施日時	月曜日から金曜日、午前10時から午後3時までの受付です。
手続実施者の構成	土地家屋調査士、弁護士
解決までの標準期間	約半年
オンラインによる申込み	取扱っておりません。
オンライン調停	取扱っておりません。
解決事例・相談事例等	
・ 境界と違うところに隣接者がブロック塀を設置して困っている。 ・ 境界の測量をしたいが隣接者が立会に応じしてくれない。 ・ 境界ははっきりしていないが、隣接者が土地の管理をしないので荒れて迷惑している。 この際、境界をはっきりさせて隣接者と土地の管理について話し合いたい。	
その他特記事項等	
境界問題相談センターかごしまでは、本来の調停に加え、法務局による筆界特定をされた後の土地に境界杭等を設置されたい場合について、原則1回の簡易的な調停により、相手方との境界標設置費用の負担割合等まで話合いをして境界標設置を行う調停も実施しております。 この場合の成立手数料は無料です。	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0159.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	沖縄県社会保険労務士会
住所	沖縄県那覇市前島2-12-12 セントラルコーポ兼陽205
名称	社労士会労働紛争解決センター沖縄 TEL: 098-863-4395 E-mail: info@sr-okinawa.or.jp URL: https://www.sr-okinawa.or.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)**【労働】労働関係紛争**

- ◆労働条件に関する紛争:解雇、雇止め、配置転換、労働条件の不利益変更など
- ◆職場環境に関する紛争:いじめ・嫌がらせなど
- ◆その他:退職に伴う研修費用の返還、営業車等の会社所有物の破損に関わる損害賠償など
- ◆対応可能地域は、沖縄本島内のみです。

アピールポイント

1. 多くの時間と費用を必要とする裁判に比べ、手続が迅速・簡易です。
2. 労務管理の専門家である特定社会保険労務士が担当します。
3. 非公開(秘密厳守)であり、当事者のプライバシーは保護されます。
4. 当会設置の「総合労働相談所」(098-863-4395)へ、事前に相談ができます。
労働者・経営者いずれの方からの御相談もお受けしています。

手数料

申請手数料	11,000円(税込)【ただし、令和5年3月31日までに限り1,100円(税込)】
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

実施日時	原則土曜日(第3土曜日は除く)の午後1時から午後5時までの間
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名、弁護士1名(助言及び事案によっては協議に関与)
解決までの標準期間	約1か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	実施していない

解決事例・相談事例等**【想定事例】**

人事処遇に係る労使のトラブル(解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境等)について、あっせん委員に指名された労働社会保険諸法令に精通する特定社会保険労務士が、労使双方の当事者の主張、説明等を聴取し、互譲を勧めるなどして和解成立を図ります。

その他特記事項等

原則土曜日の開催ですが、事情によっては、日曜・祝日にも開催いたします。
業務の都合等、平日での解決機関の利用が難しい場合は、是非当センターを御利用ください。

